

# 筑波山周辺地区広域景観形成プラン



平成 21 年 3 月 茨城県土木部都市局都市計画課

# 目 次

第	7	孠	筑波山周辺地区仏域景観形成プランの策定に当たって	
	1	ブ	プラン策定の背景	1
	2	ブ	プラン策定の目的(位置付け) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	筑	波山周辺地区及びその範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4	筑	波山周辺地区を選定した理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	5	検	: 討 方 法 等 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
第	2	章	筑波山周辺地区の広域景観の特性と課題	
	1	筑	波山周辺地区広域景観の特性等	
		(1)	広域景観資源	5
		(2)	筑波山周辺地区広域景観の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	2	広	域景観の課題	
		(1)	視点場及び山頂等からの眺望の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
		(2)	良好な沿道景観形成の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
		(3)	良好な自然景観の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	5
		(4)	風格のある歴史的景観の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
第	3	章	広域景観づくりの基本的な方向性	
	1	広	域景観づくりの基本的な方向性  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
	2	基	本的な方向性の概要	
		(1)	視点場等からの筑波山の眺望を保全し、調和のとれた景観をつくる 1	8
		(2)	調和のとれた沿道景観をつくる	9
		(3)		2 0
		(4)	調和のとれた美しい街並み景観をつくる	1
		(5)	景観形成への意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
第	4	章	筑波山周辺地区広域景観形成のための実践的方策	
	1	基	本的方向性を実現するため必要と考えられる方策	
		(1)	基本的方向性 1	3
		(2)	基本的方向性 2	6
		(3)	基本的方向性 3 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0
		(4)	基本的方向性 4	5
		(5)	基本的方向性 5	6
	2	関	係市における現在の取り組み状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7

第5章 筑波山周辺地区広域景観に係る景観計画の策定等	
1 景観法に基づく取り組みの必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	О
2 景観計画の策定	
(1) 景観計画に定める事項4	0
(2) 景観計画に定めることにより可能となる取り組み等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 その他の景観法上の主な制度	
(1) 景観地区の指定4	3
(2) 景観協定の締結4	3
4 筑波山周辺地区広域景観形成のための景観計画の策定	
(1) 広域景観形成推進における基本的な考え方4	5
(2) 筑波山周辺地区広域景観形成のための景観計画の策定4	5
資料編	
第 1 筑波山周辺地区広域景観連絡検討会議	
1 構成員	1
2 会議における検討事項等	1
第2 景観法以外の制度を活用した景観形成の方策等	
第2 景観法以外の制度を活用した景観形成の方策等 1 他法令における制度の活用及び総合性の確保	
1 他法令における制度の活用及び総合性の確保 (1) 景観形成のための他法令において活用できる制度 ····································	2
1 他法令における制度の活用及び総合性の確保 (1) 景観形成のための他法令において活用できる制度 ····································	4

# 第1章 筑波山周辺地区広域景観形成プランの策定に当たって

### 1 プラン策定の背景

### (1) これまでの景観行政の取り組み

県では、従来から潤いとやすらぎを享受できる魅力的な県土の創出に資することを目的に、平成6年9月に「景観形成条例」を制定し、大規模行為の届出勧告制などに基づき、良好な景観形成に努めてきた。

その一方で、景観形成においては、地域住民に最も身近な地方公共団体であり地域の特性・実情を知る市町村が中心的役割を果たすべきとの考えのもと、県は、主として広域的かつ総合的な景観形成のための施策を実施することとし、市町村に対しては、それぞれの地域特性に応じた景観形成を推進できるよう指導・支援に努めてきた。

### ■ 県景観形成基本方針(抜粋)

### 2 景観形成を進める上での役割

### (3) 市町村の役割

市町村は、地域住民に最も身近な行政主体として、地域住民の意向把握に努め、 県の実施する景観形成のための施策とあいまって、自らも地域特性に応じた景観 形成のための施策を推進するとともに、地域住民及び事業者に対する景観形成意 識の普及啓発及び景観形成活動の支援を積極的に行い、景観形成に向けての環境 づくりに努めるものとする。

### (4) 県の役割

県は、広域的かつ総合的な景観形成のための施策を実施し、国、市町村、公共 団体に対して理解と協力を求めつつ、特に市町村に対しては、それぞれの地域特 性に応じた景観形成を推進できるよう指導・支援し、県民及び事業者に対する景 観形成意識の普及啓発を積極的に行い、景観形成に向けての環境づくりに努める ものとする。

### (2) 景観法施行後の取り組み

平成16年に景観法が成立した後は、市町村も景観行政団体になり景観法を活用したまちづくりが可能となったことから、各市町村が景観行政団体となって、景観計画の策定など景観法を活用したまちづくりを行えるよう支援してきた。

年度	取り組み状況
H17年度	景観法を活用したまちづくりのための手引きの作成・配布
H18年度	モデル市における景観まちづくりワークショップの開催
H19年度	広域景観資源が持つ価値を高めるための方策等について検討するため,
	県として保全・活用すべき19の広域景観エリアを選定

### 2 プラン策定の目的(位置付け)

平成19年度いばらき広域景観づくり事業検討結果報告書(平成19年3月 県土木部都市局都市計画課策定)において選定した19の広域景観エリアのうち、筑波山周辺地区広域景観のエリアについての広域景観の特性、課題、実践的な方策等を示すことにより、市町村が行う景観法などを活用した広域景観形成を支援(※)するとともに、地域住民及び事業者に対する景観形成意識の普及啓発をし、広域景観形成に向けての環境づくりを目指す。

※ 特に景観法上の景観計画の策定等

### 3 筑波山周辺地区及びその範囲

平成19年度いばらき広域景観づくり事業検討結果報告書においては、主な広域景観資源である筑波山及びつくば道で形成するエリア (「筑波山エリア」) を、県内の代表する広域景観エリアの一つとしている。

今回策定するこのプランにおいては、上記の「筑波山エリア」に周辺市の歴史的な街並みなどの歴史的景観や農村景観、研究学園地区などの都市景観を有する地域をも含めたエリアを、筑波山周辺地区広域景観エリアとして捉える。

その際、関係市が一体的に取り組むのにふさわしいエリアとしては、筑波山を核とした 周辺の7市(つくば市、筑西市、桜川市、下妻市、石岡市、土浦市、かすみがうら市。以 下「関係市」という。)の全域を想定する。

### 【関係7市とした理由】

筑波山ベストビューコンテストにおける主要な視点場(眺望地点)があり、かつ、日本風景街道に登録されている「千変万化の筑波山まち・さと周遊ルート」上にある各市を、関係市とした。

### 4 筑波山周辺地区を選定した理由

### (1) 景観資源に恵まれていること

筑波山周辺地区は、「筑波山」やその周辺の歴史的な街並み、良好な都市景観を形成している研究学園都市など、本県を代表する景観資源に恵まれている。

### (2) TX の開業による筑波山などへの関心の高まり

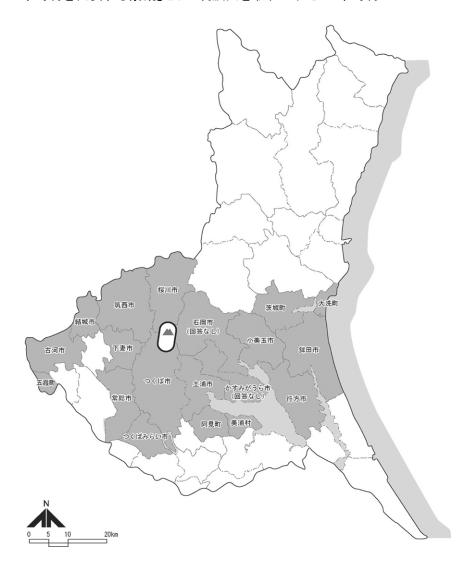
平成17年8月のつくばエクスプレスの開業に伴い登山やレジャーなどを目的とした 筑波山への観光客が年々増加しているなど,近年筑波山への県内外の人々の関心が高まっている。

### (3) 筑波山の眺望景観に関する県民意識の高さ

- ア 平成19年度いばらき広域景観づくり事業検討結果報告書のふるさと景観アンケート調査では、「市町村を代表する景観」として、17市町村が筑波山を取り上げていること。
- イ 筑波山ベストビューコンテスト (平成18年4月 筑波山ベストビューコンテスト 実行委員会主催,県土木部道路建設課等後援)においても,県民等から「筑波山が一番よく(きれいに)見える」場所・道として563件の応募があったこと。

以上のように、筑波山の眺望景観に関する県民等の関心は高い。

### ■ 「市町村を代表する景観」として筑波山を取り上げた 17 市町村



### ■ ベストビューコンテストの結果

ベストビューポイント	ベストビュールート
·母子島遊水地(筑西市)※	・つくばりんりんロード(つくば市・
	桜川市・土浦市)※
・霞ヶ浦ふれあいランド(行方市)	・小貝川堤防道路(下妻市・筑西市)
・つくば市街(つくば市)	・つくば道(つくば市)
・北条大池、平沢官衙遺跡(つくば市)	・TX 研究学園駅~国土地理院~土木研
	究所付近 (つくば市)
・小貝川ふれあい公園(下妻市)	・霞ヶ浦湖岸道(石岡市,行方市,か
	すみがうら市)
· 土浦市沖宿付近(土浦市)	・恋瀬川サイクリングロード(石岡市)
・つくば市中菅間〜筑西市東石田付近	・国道 294 号(筑西市,下妻市)
の田園 (つくば市, 筑西市)	
・雨引観音(桜川市)	

※ 最優秀

### 5 検討方法等

### (1) 筑波山周辺地区広域景観連絡検討会議の設置

筑波山の自然景観やその周辺地区に存在する歴史的景観資源の保全等の施策を実施している庁内の各部各課及び関係7市と具体的な広域景観形成方策等を検討するため、これらの組織及び団体の担当者等をメンバーとする「筑波山周辺地区広域景観連絡検討会議」を設置した。

### (2) 会議の活動実績等

連絡検討会議のメンバー及び具体的な活動実績については、別添資料編のとおりである。

### 第2章 筑波山周辺地区の広域景観の特性と課題

- 1 筑波山周辺地区広域景観の特性等
- (1) 広域景観資源

### 【主な景観資源】

- ① 筑波山(その眺望等含む。)
- ② 各地域に存在する歴史的な古道・街並み
- ③ 計画的に建設された研究学園都市等の市街地

### ア 筑波山

筑波山は、季節や見る場所によって様々な山の形・景色や山頂からの壮大な眺望景観を提供し、筑波山周辺地区の広域景観を良好なものとしている最も中心的な景観資源である。



田園風景と筑波山(つくば市)



母子島遊水地(筑西市)

### イ 歴史的な街並み及び研究学園都市

また, 筑波山を核とする周辺の市には, 歴史を感じさせる街並みなどが多く残っており, さらには計画的にまちづくりが行われた研究学園都市も良好な都市景観を形成している。筑波山周辺地区の良好な広域景観形成のためには, これらの景観資源の保全・活用等も重要である。



真壁地区の歴史的な街並み(桜川市)



計画的に建設された研究学園都市(つくば市) [都市景観と自然景観の融合]

### (2) 筑波山周辺地区広域景観の特性

### 【景観の特性】

- ① 美しい山容の筑波山
- ② 筑波山山頂からの壮大な眺望
- ③ 豊かな自然環境に恵まれた筑波山
- ④ 歴史を感じさせる古道・街並み
- ⑤ 良好な都市景観を形成している筑波研究学園都市

### ア 美しい山容の筑波山

日本百名山のひとつである筑波山は西側の男体山(標高 871m)と東側の女体山(標高 877m)の二つの峰を持つ山で、その山容は「西の富士、東の筑波」と並び称されるなど、本県を代表する良好な広域景観を形成している。

また、日本風景街道において、筑波山の代表的な視点場 15 カ所を結ぶ道路が「千変万化の筑波山「まち」「さと」周遊ルート」として登録されているなど、周辺地域からの山容は、見る場所、近景及び遠景によって様々な変化があり、その存在感と美しい山容は広く県民に親しまれている。

### ■ 千変万化の筑波山「まち」「さと」周遊ルートの主な視点場から山容

視点場	山容の特徴(タイプ)	写真
研究学園都市,土木研究所	~	
付近(つくば市)		and the same of th
1 2	三冠型の3つの峰	
※ 丸数字は下図参照		1
北条大池・平沢官衙跡,つ		
くば道, つくばりんりんロ		
ード (つくば市)	女体山・男体山のやや離れた	la 🏄 🔭
3 4 5	2つの峰	The state of the s

中菅間〜東石田の田園, 小	~	
貝川ふれあい公園、小貝川		
堤防道路,国道294号(つ	男体山とこぶ	
くば市, 筑西市, 下妻市)		A STATE OF THE PARTY OF THE PAR
6 7 8 9		Superings statements of the San
母子島遊水地(筑西市)	~~	
100		
	連続する3つの峰	A still to the last
雨引観音(桜川市)	<b>~~</b>	
(1)		
	なだらかな3つの峰	
		The state of the s
恋瀬川サイクリングコー	^	
ス (石岡市)		
12	三角形の単峰	
霞ヶ浦ふれあいランド、霞	<b>~</b>	and the second second
ヶ浦湖岸道(石岡市,行方		
市, かすみがうら市)		
(3) (14)	女体山・男体山の2つの峰	
沖宿付近(土浦市)	~~	
15		
	とがった2つの峰	
		to be a district for the second
		。这种人的种种。如果是在1000年代的大学的特殊的支持。1995年,

### ■ 筑波山ベストビュー周遊ルート



出典:<u>国土交通省関東整備局 HP より</u>

### ■ 周遊ルート沿いの視点場

1	研究学園都市		東石田の田園風景	11)	雨引観音			
2	土木研究所付近		小貝川ふれあい公園	12	恋瀬川サイクリングコース			
3	北条大池・平沢官衙遺跡	8	小貝川堤防道路	13	霞ヶ浦湖岸道			
4	つくば道	9	国道294号	14)	霞ヶ浦ふれあいランド			
5	つくばりんりんロード	10	母子島遊水地	15	沖宿付近のレンコン畑			

### イ 筑波山山頂からの壮大な眺望

筑波山は、関東平野のほぼ中央に位置するため、二つの山頂からは、関東平野のパノラマ景観や、霞ヶ浦や北浦の近景、東京副都心、日光連山、富士山や丹沢山塊等の遠景を楽しむことができる。これらの壮大で優れた眺望景観は、筑波山周辺地区の広域景観の重要な景観資源となっている。



筑波山からの眺望1



筑波山からの眺望2

### ウ 豊かな自然環境に恵まれた筑波山

筑波山一帯は、自然公園法により水郷筑波国定公園に指定されるとともに、朝夕には藍、緑、紫と表情を変えることから「紫の山」「紫峰」とも呼ばれ、新緑や紅葉など季節によって様々な色合いの山並みを楽しむことができる。

また、筑波山のエリアやその森林の一部は、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区や森林 法による保安林に指定されているなど、筑波山周辺地区は、豊かな自然環境により良 好な自然景観を形成している。



豊かな自然環境の筑波山1



豊かな自然環境の筑波山2

### エ 歴史を感じさせる古道・街並み

つくば市北条地区・神郡地区の「つくば道」や筑波山神社の門前町,土浦市の亀城 公園周辺,石岡市の中町通り,桜川市の真壁地区など,筑波山麓には歴史的な古道や 街並みが残されている。また,つくば市洞下地区・上菅間地区などには地域の特徴的 な農村集落が,さらに,石岡市八郷地区には茅葺屋根の農村集落が残っている。

なお、つくば市の「つくば道」は「日本の道 100 選」に選定され、地域の観光振興と連携した街並みの整備や、つくば道での無料の観光周遊バスの運行などが行われている。また、桜川市真壁地区の歴史的な街並みも、「美しい日本の歴史的風土準 100 選」に選定され、さらに桜川市が策定した「歴史的風致維持向上計画」は東日本で初めて、歴史まちづくり法に基づく関係大臣の認定を受けている。

### ■ 代表的な歴史的街並み及び農村集落

■ 17.衣的な歴	■ 代表的な歴史的街並み及び農村集落					
項目	市・地区	概要				
街道沿いの街 並み	つくば市 (北条地区)	・かつて陣屋も置かれた北条地区は、筑波山神社参道の玄関口、土浦と下館を結ぶ街道の宿場町として栄え、まちの入口の三差路に「これよりつくば道」の道標がある。 ・「つくば道」(一般県道筑波山公園線:県道139号)は、「日本の道100選」選定委員会(国土交通省)の「日本の道100選」に選定されている。				
	つくば市 (神郡地区)	・神郡(かんごおり)地区は,筑波山神社門前の西山集落から北条の集落まで伸びるつくば道(筑波山公園線)のほぼ中間地点にあり,土蔵造りの商家が両側に向かい合って軒を連ねる街並みが連なっている。				

# 街道沿いの街 並み 真壁地区の街 並み

### 石岡市 (中町通り)

・市街地の中心部に位置する中町通りには、大正・昭和時代の面影を残す看板建築物や国の登録文化財に登録された建物が多数立地し、昭和レトロを感じさせる街並みを形成している。



### 桜川市 (真壁地区)

- ・真壁地区の街並みは、(財) 古都保存財団等からなる「美 しい日本の歴史的風土 100 選実行委員会」の「美しい日 本の歴史的風土準 100 選」に選ばれ、江戸時代から明治・ 大正・昭和初期の築 50 年以上の土蔵や門、町屋が約 260 棟所在し、国の登録文化財に 104 棟が登録されている。
- ・現在、伝統的建造物が集積する御陣屋前通り一帯で、歴史的 街並みを整備するため電線共同溝の整備を行っている。





### 亀城公園周辺 地区の街並み

### 土浦市 (中城地区)

・水戸街道の宿場町及び城下町としての面影を残す亀城公園周辺の中城地区には、江戸時代末期の土蔵や町屋が残っており、電線共同溝の整備など歴史的街並みを活かした街づくりを進めている。



農村集落	つくば市(洞下地区)	・洞下地区は、つくば市谷田部と栃木県茂木を結ぶ細川街 道沿いの約 1.2km の旧宿場で、黒い板塀に大きな門構え の街並みが残っている。間口よりも奥行きの深い土地割 と屋敷林に囲まれた集落は、江戸時代の課税制度(税金 徴収基準)の名残と言われ、筑波地域の歴史を特徴づけ る農村景観を形成している。
棚田	つくば市 (山口地区)	・筑波山麓には、景観的に優れた棚田が見られる。
茅葺き屋根の 農家住宅	石岡市(八郷地区)	・石岡市八郷地区には、茅葺き屋根の農家住宅が残っている。

### オ 良好な都市景観を形成している筑波研究学園都市

つくば市の筑波研究学園都市は、当時の住宅公団の景観ガイドラインに基づいてま ちづくりが行われ、街路樹の緑を活かした道路景観や幹線道路沿いの研究機関・大学 等の緑地帯の連続性の確保、沿道の建築物及び工作物の位置や形態・意匠・色彩への 配慮、屋外広告物の適正な規制・誘導により良好な都市景観を形成している。

特に、公的機関、商業施設等が集積しているつくばエクスプレスつくば駅周辺の都心地区(センター地区)は、電線共同溝や緑豊かな街路樹が計画的に整備されており、その街並みは「都市景観 100 選」(国土交通省・都市景観大賞審査委員会)に選出されている。



つくば市街地と筑波山



農林団地の桜並木



つくば市中心部



筑波西部工業団地沿道の緑地景観

### 2 広域景観の課題

### 【広域景観の課題】

- ① 視点場及び山頂等からの眺望の保全
- ② 良好な沿道景観形成の必要性
- ③ 良好な自然景観の保全
- ④ 風格のある歴史的景観の形成

### (1) 視点場及び山頂等からの眺望の保全

筑波山山麓部の自然公園区域外の市街地やつくばエクスプレス沿線において,中高層マンションや通信用高層鉄塔の建設などにより,既存の公共施設や都市公園などの人の多く集まる視点場からの筑波山への眺望や,逆に筑波山山頂からの眺望が阻害されるなどの問題が懸念されている。

そのため、必要に応じ、建築物・工作物の高さ、形態・意匠などの規制を検討する 必要がある。



筑波山の眺望を阻害している例1



筑波山の眺望を阻害している例2

### (2) 良好な沿道景観形成の必要性

筑波山周辺地区の幹線道路周辺においては、ロードサイド型の商業施設やサービス施設の野立広告物や立て看板などが目立つなど地域のイメージ低下が懸念される場所も見られる。

そのため、屋外広告物の表示者等に法令遵守を徹底させるとともに、必要に応じ周辺環境と調和した道路標識等の設置や道路の緑化推進など、沿道景観に配慮した道路整備に努める必要がある。

特に、つくばエクスプレスつくば駅からのシャトルバスルートは、筑波山を訪れる多くの観光登山客が目にする道路景観であることから、地域のイメージアップにつながるような良好な道路景観の創出に努めるべきである。



現在の筑波参道入口交差点



沿道景観を阻害している例

### (3) 良好な自然景観の保全

筑波山周辺地区は豊かな自然環境に恵まれているが、その一方で、筑波参道入口交差 点や風返し峠交差点、県道笠間つくば線沿道などにおける誘客用の屋外広告物や老朽化 したガードレール等の道路構造物などが良好な自然景観を阻害し、県内有数の観光地と してのイメージを損なっている。

そのため、筑波山周辺地区の自然景観との調和に配慮した道路整備などとともに、屋外広告物条例や自然公園法など自然景観保全にも有用な関係法令の適切な運用に努めていく必要がある。



汚れが付着したままの道路構造物



自然景観を阻害している屋外広告物

### (4) 風格のある歴史的景観の形成

筑波山神社門前町においては、既存の観光施設や参道沿いの建築物の高さ、色彩の統一、土産物店等の明度の高い看板の改善、電線共同溝整備、路面の舗装など、歴史的な雰囲気を持った筑波山神社参道として風格のある景観形成に取り組む必要がある。



現在の筑波山神社の門前町の様子1



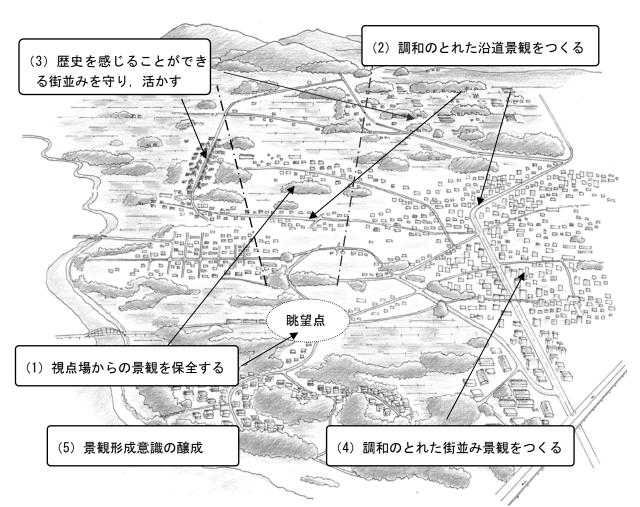
現在の筑波山神社の門前町の様子2

### 第3章 広域景観づくりの基本的な方向性

1 広域景観づくりの基本的な方向性

### 基本的方向性

- (1) 視点場等からの筑波山の眺望を保全し、調和のとれた景観をつくる
- (2) 調和のとれた沿道景観をつくる
- (3) 歴史を感じることができる街並みを守り、活かす
- (4) 調和のとれた美しい街並み景観をつくる
- (5) 景観形成への意識の醸成
- 基本的方向性のイメージ



### 2 基本的な方向性の概要

### (1) 視点場等からの筑波山の眺望を保全し、調和のとれた景観をつくる

筑波山周辺地区において良好な広域景観を形成していくためには,主要な視点場から 筑波山の視線軸上の眺望や視点場そのものを積極的に保全・活用していくことが重要で ある。そのため,中高層マンションやカントリーエレベーター,通信用高層鉄塔,屋外広 告物等の筑波山の眺望景観を阻害する建築物・工作物の高さ,形態・意匠,色彩等の規 制・誘導が必要である。

同じく, 筑波山山頂からの俯瞰景観(見下ろし景観)についても, 山頂からの見下ろし景観の阻害要素となる建築物・工作物の高さ, 形態・意匠, 色彩, 配置, 規模等の規制・誘導が必要である。

さらに、視線軸上の保全・活用だけでなく、主な視点場となる公園緑地・広場の環境整備や、それらを結んだ広域サイクリング道路等の周遊ルートの整備を行うとともに、ベストビューポイントや周遊コースの紹介、写真コンテスト等のソフト面での景観の保全・活用方策についても検討する必要がある。



筑波山の眺望景観を阻害する工作物の規制・誘導の例 (シミュレーション)



筑波山からの眺望の保全も必要



視点場となる公園等の環境整備も重要

- ・筑波山の眺望景観等を阻害する建築物・工作物の高さ、形態・意匠、色彩等の規制
- 視点場となる公園緑地等の環境整備等
- ・写真コンテスト等ソフト面での景観の保全・活用方策

### (2) 調和のとれた沿道景観をつくる

筑波山は、大都市圏に近接しながら「日本百名山」の一つとして有名であり、近年の登山ブームや平成17年8月のつくばエクスプレス開業に伴って、年間約275万人の観光客が訪れる県内有数の観光地を形成している。

筑波山周辺地区を訪れるマイカーやシャトルバス利用の観光客や来訪者にとって、筑 波山神社、筑波山、そのほかの観光施設・資源等の目的地に向かう車窓からの景観は、 地域を印象づける重要な景観構成要素であり、地域の魅力づくりとイメージアップに大 きく貢献する。

そのため、筑波山へのアクセス道路等については、景観法に基づく景観重要公共施設の指定などにより、周辺景観と調和した公共サイン(道路標識等)やガードレールの設置、老朽化した道路構造物の適切な維持管理など、景観に配慮した道路整備を検討する必要がある。また、街路樹未整備区間の新設整備などの道路の緑化や、沿道景観に影響の大きい屋外広告物の適正表示等を推進することが必要である。



汚れが付着したままの道路構造物



景観に配慮した色彩 (シミュレーション画像)



現在の筑波参道入口交差点



画像 - 屋外広告物,電線類を除去 (シミュレーション画像)

- ・景観に配慮した道路整備(道路標識、ガードレール等の整備・維持管理、道路の緑化)
- ・屋外広告物の適正表示等

### (3) 歴史を感じることができる街並みを守り、活かす

筑波山周辺地区の歴史的な古道や街並みは、筑波山周辺地区の重要な景観資源の一つであることから、景観上重要な見世蔵、町家等の建築物や樹木、歴史的な古道などは景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設として指定することなどにより、これらの保全を図る必要がある。また、歴史や生活文化が漂う街並みの雰囲気を保全するためには、歴史的な街並み景観を損なう建築物等の外観・色彩、高さ等の規制や、周辺景観との調和を図るため、電線地中化を進めることを検討すべきである。

さらに、つくば市の洞下地区・上菅間地区などのほか、石岡市の八郷地区などには、 筑波地域の歴史や生活文化を感じさせる農村集落が残っており、筑波地域を特徴づける 代表的な農村景観を形成している。その一方で、他の地区と同様、耕作放棄地が増加し ていることなどから、農林行政との調整を図り、景観法に基づく景観農業振興地域整備計 画の策定などにより、農村景観の保全を検討する必要がある。



景観上重要な建造物等の保全 (真壁地区の郵便局)(注) (注)歴史まちづくり法の歴史的風 致形成建造物に指定予定



建築物(後退制限,屋根勾配等)や外観の色彩の規制



誘導景観に配慮した古道,旧 街道等の道路整備(シミュレーション画像)



棚田の保全等



耕作放棄地の有効活用



農村景観の保全等

- ・景観上重要な建造物・樹木の保存
- ・景観に配慮した古道,旧街道等の道路整備
- ・歴史的街並みを保存するための建築物等の規制
- ・景観上優れた農村集落等の保全

### (4) 調和のとれた美しい街並み景観をつくる

筑波山周辺地区においては、県外から訪れる人々の回遊性を高めるとともに、都市と自然景観が融合した景観を形成するため、筑波研究学園都市などの市街地の景観形成にも努める必要がある。そのため、必要に応じ、筑波山などの景観資源との調和を目指した建築物等の形態・意匠、色彩、高さなどの規制・誘導を図る必要がある。

また,市街地の景観形成に大きな影響を及ぼす屋外広告物(屋上広告物や壁面広告物,沿道の広告物等)については,法令(県屋外広告物条例)に基づく適正な表示等の規制・誘導を図るとともに,地域の特性を踏まえた適切な規制を図るため,景観法に基づき景観行政団体自らが屋外広告物条例の制定等を検討することも有用である。

同じく、市街地の景観形成に重要な道路沿いの景観についても、良好な景観形成に努める必要がある。





都市と自然の景観が融合した良好な景観を形成している研究学園都市





良好な景観形成のため市街地においても重要な沿道景観

- ・周辺と調和した建築物等の形態意匠等の規制・誘導
- ・屋外広告物の適正表示(景観行政団体独自条例の制定等含む。)
- ・良好な沿道景観の形成

### (5) 景観形成への意識の醸成

良好な景観を形成していくためには、地域住民に対し景観形成の重要性について啓発に努めるとともに、ホームページなどにより、筑波山周辺地区の景観に関するトピックや関係市の景観形成に関する取り組み、NPO・地域住民の活動状況などの情報発信を行うことにより、筑波山などの眺望景観を広くPRして、人々に筑波山周辺地区の広域景観への関心を高めることも必要である。

また、各種団体等との連携を図りながら、優れた眺望景観が楽しめる視点場を巡るツアー、ウォーキングイベントの開催など、筑波山周辺地区のイメージアップにつながる取り組みなどを実施することなども検討すべきである。

さらに、行政、事業者、地域住民等との協働による景観形成を推進するため、例えば、 「日本風景街道」に登録されている千変万化の筑波山「まち」「さと」周遊ルートの環境 美化・保全などの活動を展開している「筑波山美しいまち・みちづくりパートナーシップ代表者会議」などの団体との連携や支援について検討することも必要である。







筑波山美しいまち・みちづくりパートナーシップ代表者会議では定期的にまちづくり、 みちづくり活動を実施している。

- ・HPなどを活用した筑波山周辺地区広域景観に関する情報発信
- ・優れた眺望景観を活かしたイベント等の開催
- ・NPO等との協働による景観形成活動の推進

# 第4章 筑波山周辺地区広域景観形成のための実践的方策

### 1 基本的方向性を実現するため必要と考えられる方策

第3章の基本的な方向性を実現するため、必要と考えられる方策及びその規制・誘導方法については、下記のとおりである。

なお, 広域景観形成についても, 我が国で初めての景観についての総合的な法律である 景観法を活用した取り組みを中心とすべきである。

# (1) 基本的方向性 1 「視点場等からの筑波山の眺望を保全し、調和のとれた景観をつくる」に関するもの

### ア 必要と考えられる主な方策等

必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等
○ マンション,通信用鉄 塔等の建築物・工作物の 高さの規制	・景観法の行為規制等による建築物等の高さの規制・誘導 ・景観地区(都市計画法・景観法)・地区計画(都市計画法)・高度地区(都市計画法)など	
<ul><li>○ 建築物・工作物の形態 意匠等の規制</li></ul>	・景観法の行為規制による建築物 等の形態意匠等の規制・誘導 ・景観地区(都市計画法・景観法) ・地区計画(都市計画法) など	
<ul><li>○ 眺望景観を阻害する 大規模な屋外広告物の規 制等</li></ul>	<ul><li>・茨城県屋外広告物条例による規制・誘導</li><li>・景観行政団体独自の屋外広告物条例の制定等</li></ul>	・屋外広告物適正表示推 進月間 (7月) など
<ul><li>○ 視点場となる公園緑地等の環境整備</li><li>○ 周遊コースの紹介等ソフト事業の実施</li></ul>		・公園等視点場となる公 共施設の各種整備事 業等 ※資料編 参照

### イ 景観法による行為規制

(景観法上の行為規制:大規模行為等の届出・勧告制)

- (ア) 景観計画区域内(※)において、次に掲げる行為をしようとする者は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を景観行政団体の長に届け出なければならない(法 16 条①)。
  - ※ 景観行政団体が景観計画を定めることにより、初めて景観法上の行為規制が可能となる。

### (届出・勧告の対象行為(法 16①))

(法 16⑦(11))

- ①建築物の建築等→(必須届出対象行為)
- ②工作物の建設等→(必須届出対象行為)
- ③開発11為 →
- →(必須届出対象行為)
- ④景観条例で定める行為
  - → (選択届出対象行為)

景観条例により適用除外の 設定が可能

- ・一定の面積以上の建築行 為等に限定
- (4) 景観行政団体の長は、上記(ア)の届出に係る行為が景観計画に定められた当該 行為についての制限に適合しないと認めるときは、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる(勧告制)。
- (ウ) 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(上記(ア)①又は②の行為のうち景観行政団体の条例で定めるもの)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者等に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる(変更命令は形態意匠に限定)。

### ウ 景観形成基準の例

县	種別			届出対象	景観形成基準概要(規制内容)
景観計画区域の届出対象行為・景網	建築物の建築等	高配屋外外	置	高さ 12m 超又は延床 面積 1,000 ㎡超の新 築・増築・改築・大規 模改修・色彩変更	・眺望景観の保全 ・道路・敷地間の距離確保,植栽等による緑化 ・周辺と調和する形態・素材・色彩 ・街並みに連続・調和するデザイン,色彩は高彩度色不使用 ・建築物と調和・統一するよう配置・目隠し工夫 ・建築物・街並みと調和する配置・形態・デザイン ・街並みと調和する色彩・配置
景観形成基準	工作物		塀·垣·柵 産等	高さ 1m かつ長さ 5m 超 高さ 3m 超	【共通】 ・建築物と調和するデザイン ・高彩度色や周辺環境から突出した色
45	0		成式駐車場	面積 300 ㎡超	彩を用いない

	街路·照明灯	高さ3m超	【個別】
	煙突·高架水槽	高さ 5m 超	・駐車場, 貯蔵施設等は外周部の緑化
建			等による修景
設			・擁壁は圧迫感等を排除するよう緑
等	橋梁·高架道等	延長 10m 超	化,素材·形態工夫
			※道路交通法等の他法令で色彩基準
			がある場合を除く
開			・道路・敷地間の距離確保,植栽等に
		一団の区域で同時期	よる緑化
発	宅地·建物	に行う 10 戸を越え	・周辺と調和する形態・素材・色彩
行		る新築行為	(高彩度色不使用)
為			・街並みに連続し調和するデザイン

### エ 茨城県屋外広告物条例による規制

### (7) 禁止地域 (茨城県屋外広告物条例 4 条等)

下記の地域等については、自家広告物等適用除外となるものを除き、屋外広告 物の表示等が禁止される。

### 【第1種禁止地域】

- ·第1種低層住居専用地域,2種種低層住居専用地域,第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域,景観地区,風致地区,伝統的建造物群保存地区等
- ・文化財に指定された建造物及びその周囲半径 100m 以内等
- ・森林法の保安林として指定された森林の区域
- ・自然公園法に基づく国定公園のうち、特別地域の区域
- ・研究学園地区及びその周囲 250m の区域
- ・研究学園都市計画区域内の都市計画道路の敷地境界から 250m 以内など

### 【第2種禁止地域】

- ・道路又は線路の沿線の区域のうち,一定の範囲(第1種禁止地域を除く。)
- ・信号機又は道路標識の周囲半径 10m 以内の区域 など

### (イ) 許可地域

上記(ア)以外の地域については、全て条例上の許可地域となるため、一定の許可条件を満たすもののみ表示等が可能。

例) 野立広告:高さ12m(商業地域にあっては15m)以下など

### (2) 基本的方向性 2 「調和のとれた沿道景観をつくる」に関するもの

### ア 必要と考えられる主な施策等

必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等
○ 景観に配慮したアク セス道路等の整備	・景観重要公共施設(景観重要 道路)の指定(※)	・各種関連事業を活用した道 路整備等(資料編 参照) ・景観形成総合支援事業
	※ 景観計画に景観重要公共施設の「整備に関する事項」(法8条②(5)ロ)又は「占用等の許可の基準に関する事項」(法8条②(5)ハ)を定めることを言う。以下同じ。	・「緑地の保全及び緑化の推 進に関する基本計画(緑の 基本計画)」(都市緑地法) との調整
○ 屋外広告物条例の適 正運用及び沿道景観を 阻害する屋外広告物の 規制・誘導等	<ul><li>・茨城県屋外広告物条例の適正 運用等</li><li>・景観行政団体独自の屋外広告物条 例の制定等</li></ul>	・茨城県まちの違反広告物追 放推進制度 など

### イ 景観重要公共施設

(7) 道路,河川,都市公園等の公共施設は,建築物,工作物,屋外広告物,農地,森林等とともに,地域の景観を構成する重要な要素の一つである。景観法では,こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため,景観計画に「景観重要公共施設の整備に関する事項」が定められた場合には,当該景観重要公共施設の整備は,当該景観計画に即して行う義務が生じるほか,電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例が適用になる(法8条②(5)口,法48条等)。

また、景観計画に、良好な景観の形成の観点から、道路、河川等の「占用等の許可の基準」を加えることも可能である(法8条②(5)ハ)。

(4) 景観計画に景観重要公共施設の「景観重要公共施設の整備に関する事項」又は 「占用等の許可の基準に関する事項」を定めようとするときは、当該景観重要公 共施設の管理者(景観行政団体であるものを除く。)と協議し、その同意を得なけ ればならない(法9条④)。

# 【景観重要公共施設制度の活用イメージ】

## ■ 景観重要公共施設の指定

景観計画に定める事項  景観重要公共 公共施設の各管理者は、景観重要 各公共施設の計画において、また設の整備に関する事項  対して 関する事項  を はついては、 日温のないでは、 日温のないではなり、 一体的な整備がある。 (例) ・景観に配慮した道路整備・歴史的街並みに調和する街路・背景の自然風景を生かす河川・・背景の自然風景を生かす河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記単 地域と
景観重要公共 公共施設の各管理者は、景観重要 各公共施設の計画において、	記単 地域と
施設の整備に 関する事項 建造物の整備を景観計画に即し行 の景観特性や将来像に沿って施 体で考えるのではなく、周辺地 の調和を図り、一体的な整備が る。 (例) ・景観に配慮した道路整備 ・歴史的街並みに調和する街路 ・背景の自然風景を生かす河川 景観計画に位置づけられた景観 景観を大事にしたい道路で必要	記単 地域と
関する事項 う必要が生じる。 体で考えるのではなく、周辺地の調和を図り、一体的な整備がる。 (例) ・景観に配慮した道路整備 ・歴史的街並みに調和する街路・背景の自然風景を生かす河川・	域と
の調和を図り、一体的な整備がる。 (例) ・景観に配慮した道路整備 ・歴史的街並みに調和する街路 ・背景の自然風景を生かす河川 景観計画に位置づけられた景観 景観を大事にしたい道路で必	
る。 (例) ・景観に配慮した道路整備 ・歴史的街並みに調和する街路。 ・背景の自然風景を生かす河川。 景観計画に位置づけられた景観 景観を大事にしたい道路で必要	でき
(例) ・景観に配慮した道路整備 ・歴史的街並みに調和する街路・背景の自然風景を生かす河川・ 景観計画に位置づけられた景観 景観を大事にしたい道路で必	
・景観に配慮した道路整備 ・歴史的街並みに調和する街路 ・背景の自然風景を生かす河川 景観計画に位置づけられた景観 景観を大事にしたい道路で必	
・歴史的街並みに調和する街路 ・背景の自然風景を生かす河川 景観計画に位置づけられた景観 景観を大事にしたい道路で必	
・背景の自然風景を生かす河川 景観計画に位置づけられた景観 景観を大事にしたい道路で必	
景観計画に位置づけられた景観 景観を大事にしたい道路で必	整備
	整備
手再送ゆけっいては TT温れた区の 相介に 最始井戸連載供送切け	要な
重要道路については、円滑な交通の   場合に、電線共同溝整備道路に	指定
確保に該当しない場合でも、電線共 して電線を地中化し、景観をす	つき
同溝法における「電線共同溝整備道 りさせ、街並みや山並みなどを	生か
路」に指定が可能となる。 す整備ができる。	
景観重要公共 通常の占用等の許可基準に、景観 バス停留所、電話ボックス、	電線
施設の占用等 計画に定められた良好な景観の形 共同溝地上機器等の色彩, 意匠	等を
の許可基準で 成の観点からの基準が加わる。 占用許可の基準に加えることに	は
あって、良好 り、周囲の景観と調和したこれ	らの
な景観の形成 設置が可能となる。	
に必要な事項	

### ■ 景観重要公共施設の手引き(案)(国土交通省作成より抜粋)



□ 地域の景観と一体となった舗装、ガ ードレール、街路樹等の整備 (オーバルコート大崎 (東京都品川区))



□ 道路占用によるオープンカフェの 設置 (日本大通り(神奈川県 横浜市))



□ 地域の景観の骨格として、自然景観 に調和した河川整備 (鴨川(京都府京都市))



□ 地域の顔として、歴史的な建築物等 を活かした港湾整備 (門司港(福岡県北九州市))







□ 歴史的なまちなみに配慮した電線地中化(花見小路(京都府京都市))

### ウ 沿道景観に係る茨城県屋外広告物条例の適正な運用

筑波山周辺地区においては、①筑波研究学園都市(研究学園地区及びその周囲 250 メートル以内の区域並びに研究学園都市計画区域内の都市計画道路の敷地境界から 250 メートル以内の区域)が茨城県屋外広告物条例上の第1種禁止区域とされ、さらに②その他の道路沿いが第2種禁止区域(第1種住居地域等を除く。)(※1)とされている。

なお,第1種禁止地域及び第2種禁止地域においては,自家広告物や,法令の規定により表示するもの,近隣店舗等案内広告等の表示等は適用除外(※2)とされる。

# ※1 第1種禁止地域 | 許可される自家広告物の表示面積の上限に違いがある。 と第 2 種禁止地域 第1種禁止地域:建築物の延べ面積に応じ15 m²,30 m², の相違点 $60 \text{ m}^2, 90 \text{ m}^2$ ·第2種禁止地域:一律100 m² ※2 禁止地域におい ・自家広告物 て適用除外となる ・法令の規定により表示するもの 広告物 ・国等が公共的目的のため表示するもの ・公職選挙法に基づく選挙運動のため表示するもの ・工事現場の板塀等に宣伝用ではない内容を表示するもの ・電車又は自動車に表示する小面積なもの ・近隣店舗等案内広告(※) など ※ 禁止地域に表示する場合には、市町村長の許可が必要

# (3) 基本的方向性3 「歴史を感じることができる街並みを守り、活かす」に関するもの

# ア 必要と考えられる主な施策等

必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等
○ 景観上重要な建造物・ 樹木等の保全・活用等	・景観重要建造物,景観重要樹木 の指定(景観法) ※ 景観上重要な建造物の例(10 頁以降参照)	・景観形成総合支援事業 ・歴史的環境形成総合支援事業 ・重要文化的景観の指定 ・景観整備機構との連携(景 観重要建造物・樹木等の管理 等) など
○ 景観に配慮した古道, 旧街道等の道路整備	・景観重要公共施設(景観重要 道路)の指定	・景観形成総合支援事業 ・歴史的環境形成総合支援事業 など
○ 歴史的街並みを保存す るための建築物等の規制	・景観法の行為規制による建築物等の形態意匠等の規制・誘導 ・景観地区(都市計画法・景観法)・地区計画(都市計画法)	
○ 景観上重要な農村集落 等の保全等	・景観農業地域振興整備計画の 策定(景観法)による農村景 観等の保全 ・景観整備機構の指定	・景観整備機構による農地(棚田, 耕作放棄地等)の管理 など

### イ 景観重要建造物・樹木の指定

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物(樹木)の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(樹木)を景観重要建造物(樹木)として指定することができる。

指定された場合には、何人も景観重要建造物の増築、改築や外観の変更を伴う修繕、 模様替又は色彩の変更などの現状変更について、景観行政団体の長の許可が必要になる (樹木については、伐採又は移植)。

### ■ 景観重要建造物(樹木)の指定手続及び効果

項目	手続	効果
景観重要建造物	① 景観計画に景観重要建造物の指定の方針を定める ② 景観行政団体の長が①の方針に即し、かつ、省令の基準に該当するものを指定 ③ 指定に当たっては、あらかじめ所有者の意見を聴く。 ④ 所有者への通知 ⑤ 標識の設置	① 何人も、原則として、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない(現状変更の規制)。 ② 規定に違反した者等に対しては、必要な限度において、原状回復又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる(原状回復命令等)。 ③ 景観行政団体は、原則として①の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する(損失の補償)。
景観重要樹木	同上	同上

### ウ 景観農業地域振興整備計画の策定

市町村(注 景観行政団体でない。)は、景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

### ■ 景観農業振興地域整備計画に定める事項(法 55 条 2 項)

- (1) 景観農業振興地域整備計画の区域
- (2) 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第2号,第2号の2及び第4号に掲げる事項

・8条② (2) :農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

・8条② (2の2):農用地等の保全に関する事項

・8条②(4) :農業の近代化のための施設の整備に関する事項

### ■ 景観農業振興地域整備計画に定めた場合の効果

- (1) 整備計画に従って利用されていない場合は、市町村長は計画に従った利用をすることを所有者に勧告することができる(法56条1項)。
- (2) (1)の勧告に従わない場合は、勧告の対象となっている土地の所有権を取得しようとする者と所有権の移転等に関し協議するよう勧告することができる(法56条2項)。
- (3) 農業委員会は、(2)の勧告の協議が整ったことにより、景観整備機構のために農地等の使用貸借及び賃貸借による権利を設定しようとするときは、農地法3条1項の許可をすることができる(法57条1項)。
- (4) 知事は、整備計画内の農用地については、整備計画に従って利用することが困難になると考えられるときは、農振法上の開発行為の許可をしないことができる(法58条)。

### ■ 景観農業振興地域整備計画の具体的な活用事例(近畿農政局 HP より抜粋)

### 棚田がある風景を守る!



- (1) 良好な農村景観として棚田保全等の目的を明確化します
- (2) 「棚田の保全活動を積極的に行っているグループ等」を景観整備機構に指定し農地の利用権を取得します
- (3) 棚田や棚田を含む周辺の農地等が景観整備 機構等により適切に管理されることにより、 耕 作放棄が抑制され棚田を含む地域の農村景観等 の保全が継続されます。
- (4) 景観農振計画に即した農業農村整備事業を 実施することもできます(例えば棚田の形状に 合わせた簡易な生産基盤の整備)

### 景観作物で地域の活性化!



- (1) 地域による景観に配慮した作物栽培等の取り組みを明確化します
- (2) 「地域の支援グループ等」を景観整備機構に 指定し農地の利用権を取得します
- (3) 菜の花畑等が景観整備機構等により,適切に 維持管理されることにより,耕作放棄の抑制を 含め,美しい景観が維持されます

### 集落を美しく!



- (1) 美しい石垣水路,水車等を景観計画に盛り込むことにより、その保全を推進します
- (2) 景観との調和に配慮した農業農村整備事業 を実施することもできます(石積水路,ため池 の保全等)
- (3) 景観計画を策定する事により、建築物等の形態意匠等を規制し、美しい農村集落の実現を図ることもできます

#### 工 景観形成総合支援事業

#### (7) 事業の定義

景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図るため、同法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取り組みを支援するものとして、下記のaに掲げる要件及びbからdのいずれかに掲げる要件を満たす区域において実施される景観形成・活用事業計画の作成及び事業計画に基づいてなされる景観形成・活用事業

- a 景観重要建造物又は景観重要樹木(確実に指定されると認められるものを含む。以下同じ。)の存する地域
- b 国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域
- c 歴史的維持向上法に基づく認定歴史的風致維持向上計画の重点区域
- d 観光圏整備法に基づく認定観光圏整備実施計画の区域

#### (イ) 対象事業(景観形成・活用事業)

a 必須事業

本事業の実施に当たり、必ず実施する必要のある事業(次のいずれか)

- ・景観重要建造物の修理, 買取又は移設
- ・景観重要樹木の枯損・倒伏防止又は買取
- b 選択事業

必須事業と併せて必要に応じて実施される以下の事業

- ・景観重要景観建造物の外観修景
- ・建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
- ・良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備
- ・公共公益施設の高質化
- ・良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

#### 才 歴史的環境総合支援事業

失われつつある貴重な歴史的資産の保存活用を通じ、地域の誇りを育み、地域活性化に結びつく魅力的な風致を持つまちづくりの推進を図るため、歴史的風致維持向上法に基づく歴史的風致形成建造物の復元・修理等を中心としたハード・ソフト両面に渡る取り組みを総合的に支援するものとして、認定歴史的風致維持向上計画の重点区域において実施される以下の事業

#### a コア事業

歴史的風致維持向上法に基づく歴史的風致形成建造物(確実に指定されるものとして あらかじめ認定歴史的風致維持向上計画に具体的な記載のあるものとし、かつ、10年間 以上の一般公開を行うものに限る。)の修理、買取又は移設若しくは復元

#### b 附帯事業

コア事業又は認定歴史的風致維持向上計画の重点区域で行われる文化庁が支援している文化財保護法に基づく重要文化財,重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物である建造物若しくは重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物群を構成している建造物の保存活用に係るハード整備となる補助事業(以下「コア事業等」)と併せて必要に応じて行われる以下の事業

- ・歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善
- ・コア事業等の対象施設の活用を促進するための整備
- ・コア事業等の対象施設の保存活用に係るソフト事業

# (4) 基本的方向性 4 「調和のとれた美しい街並み景観をつくる」に関するもの

## ■ 必要と考えられる主な施策等

■ 必安と考えられる主な心束寺			
必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等	
○建築物の高さ, 形態・意 匠等の規制・誘導	・景観法の行為規制による建築物等の高さ、形態意匠等の規制・誘導 ・景観地区(都市計画法・景観法)・地区計画(都市計画法)・高度地区(都市計画法)などによる規制(注)高度地区は高さの規制のみ。		
○屋外広告物の規制・誘導	<ul><li>・茨城県屋外広告物条例による 規制等</li><li>・景観行政団体独自の屋外広告物 条例の制定等</li></ul>	・茨城県まちの違反広告物追 放推進制度 ・違反広告物追放推進連絡協 議会の活動 など	
○景観に配慮した道路整備	・景観法上の景観重要公共施設 に指定	<ul><li>・景観形成総合支援事業</li><li>・電線共同溝整備事業</li><li>・歴史の道総合計画策定事業など</li></ul>	

#### (5) 基本的方向性 5 「景観形成への意識の醸成」に関するもの

#### ア 必要と考えられる主な施策等

必要と考えられる方策	景観法等を活用した規制手法等	主な関連事業等
<ul><li>○筑波山の眺望景観の PR促進</li></ul>		<ul><li>・HPによる情報発信</li><li>・いばらき自然環境フォトコンテスト</li><li>・農業農村ウォーキングなど</li></ul>
<ul><li>○協働による景観保全 活動の推進</li></ul>	・景観協議会の設置(景観法) ・景観整備機構の指定(景観法)	・景観整備機構の活用 ・筑波山の眺望景観ネットワークづくり(風景街道活動団体、地域住民、NPO等との連携など)・住民参加(住民説明会、ワークショップ、タウンウォチング等の開催)など
○普及啓発,専門的なア ドバイス		・茨城県都市計画協会のアドバイザ 一派遣制度 など

#### イ 景観協議会

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構(※)は、景観協議会を組織することができる。なお、協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重する義務が発生する。

※ 必要と認めるときは、関係行政機関及び観光関係団体等の公益事業者等を加えることも 可能。

#### ウ 景観整備機構

景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法 人であって、以下の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、 その申請により、景観整備機構として指定することができる。

#### (業務)

- ・管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する公共施設に関する事業等を行 うこと等。
- ・上記の事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・景観農業振興地域整備計画区域内の土地を当該計画に従って利用するため、委託に 基づき農作業を行うこと、並びに当該土地についての権利の取得等を行うこと。
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと など。

### 2 関係市における現在の取り組み状況

良好な広域景観形成を推進していくためには、広域景観の所在地及びその周辺の市町村の連携・協力が不可欠である。筑波山周辺地区広域景観についても、筑波山の所在地であるつくば市、石岡市、桜川市、また、これらの3市以外の周辺の土浦市、筑西市、下妻市及びかすみがうら市が連携・協力して、広域景観形成に取り組む必要がある。

現在のこれらの市(以下「関係市」という。)の取り組み状況は、下表のとおりである。

### (1) 基本的方向性 1 視点場からの筑波山の眺望を保全し、調和のとれた景観をつくる

関係市名	取り組み状況等		
つくば市	つくば市は、T Xの開業に併せ平成17年8月24日に景観法の景観行政団体にな		
	り,平成19年10月に景観計画を策定した。「つくば市景観計画」においては「		
	   良好な景観の形成に関する方針」で筑波山への視線軸について,以下に示めす		
	ように具体的な景	機形成方針を定めている。	
	【参考】「つく	ば市景観計画」「良好な景観の形成に関する方針」	
	(1) 骨格別の	景観形成方針 ①筑波山への視線軸	
	概況	筑波山は、二つの峰による特徴的な姿を持ち、また、豊	
		富な樹林に覆われているため、新緑や紅葉など季節によっ	
		て様々な色合いの山並みを見ることができます。筑波山の	
		景観は、田園と一体となった雄大な近景、幹線道路やつく	
		ばエクスプレス、高層建築物等から眺望する遠景など、市	
		内の様々な眺望地点からの視線軸でとらえることができ	
		ます。	
	景観形成方針	○筑波山の良好な眺望地点からの視線軸に配慮した景観形成	
		を図ります。	
		○良好な眺望地点では、視点場の環境整備を図るとともに、そ	
		の周辺についても良好な景観の形成を図ります。	
		○筑波山への眺望景観を阻害しないよう, 視線軸における建築	
		物及び工作物の位置や形態意匠・色彩に配慮した景観形成を	
		図ります。	
筑西市	筑波山ベストビューコンテストで最優秀に選出された母子島遊水地を中心		
	に、小貝川直轄河川改修事業(国土交通省)及び小貝川直轄総合水系環境整備		
	事業(国土交通省)による「母子島・小貝川水辺プラザ整備計画」(整備期間		
	H20年~H24年度) を実施している。		
	また、「宮山ふるさとふれあい公園」では、建築物を筑波山の稜線と一体化す		
	るような屋根勾配にする等,形態・意匠に工夫がなされている。		



# (2) 基本的方向性 2 調和のとれた沿道景観をつくる

関係市名	取り組み状況等
つくば市	つくば市景観計画において、「学園東大通り及び学園西大通りは、街路樹の緑
	を活かした道路景観の形成を図るとともに,幹線道路沿道の研究機関・大学等の
	緑地帯の美しい連続性を活かした景観の形成を図る。また、研究学園都市として
	の風格ある街並みとなるよう,沿道の建築物及び工作物の位置や形態意匠・色彩
	に配慮した景観形成を図る。」としている。

# (3) 基本的方向性3 歴史を感じることができる街並みを守り、活かす

関係市名	取り組み状況等		
つくば市	つくば市では、歴史的にも由緒のある「つくば道」(一般県道筑波山公園線:県道139号)が「日本の道100選」に選定されており、起点であるつくば市北条地区から神郡地区を経由して筑波山神社に至る区間では、沿道の住民と行政が一体となり歴史的街並み保全に取り組んでいる。また、つくば市では、つくば道を経由して筑波山麓地域を周遊する無料の観光バスを運行する社会実験に取り組んでいる。  ・社会実験の筑波山麓周遊バスは、全長約30km、途中の見所に10箇所の停留所を設置し、乗り降り自由で周辺の歴史的街並みを訪ねることができる。		
桜川市	伝統的建造物が集積する御陣屋前通りを中心に、電線共同溝の整備、歴史的 街並みと調和したサイン計画、道路舗装等の整備が行われている。 桜川市が策定した「歴史的風致維持向上計画」は東日本で初めて、歴史まち		
	づくり法に基づく関係大臣の認定を受けている。		

石岡市	中町通りを中心に大正・昭和時代の面影を残す建築物や国の登録文化財に登		
	録された建築物を活かして、昭和レトロを感じさせる街並み整備や電線共同溝		
	等の整備を行っている。		
筑西市•土浦市	蔵のある歴史的な街並みがあり、行政と地域住民、各種団体等が連携して様		
	々な保全・活用の取り組みが行われている。特に,土浦市では,水戸街道の宿		
	場町及び城下町としての面影を残す土浦城址・亀城公園一帯と中城通りを中心		
	に江戸時代末期の土蔵が残っており、電線共同溝の整備など歴史的街並みを活		
	かした街づくりを行っている。		

# (4) 基本的方向性 4 調和のとれた美しい街並み景観をつくる

関係市名	取り組み状況等		
つくば市	「第3次つくば市総合計画」(H17.3)の基本施策の中で,筑波山の豊かな自		
	然景観の保全・活用を行っていくために、開発事業等において周辺景観への配		
	慮を積極的に指導していくこととし、平成19年10月に「つくば市景観計画」を		
	策定して「良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成ための行為の制		
	限に関する事項(建築物等に対する景観形成基準)」などを定め、建築物等の		
	良好な景観形成の誘導に積極的に取り組んでいる。		
桜川市	「桜川市総合計画」(H19.3)において,水郷筑波国定公園の指定を受けてい		
	る筑波山周辺の豊かな自然環境は、次世代へ引き継ぐべき貴重な資源であり、		
	所有者や関係機関との連携を強化して積極的な維持・保全に努めるとともに,		
	地域特性を活かした良好な都市景観の形成を推進することとしている。		
	また、平成21年2月25日に景観行政団体となり、現在、景観計画の策定に向け		
	基礎的な調査を実施中である。		
筑西市	「筑西市総合計画」(H19.3)において,心和む美しく豊かな景観と環境を大		
	切にしたまちづくりを目標に、筑波山の眺望景観や豊かな自然・田園・集落の		
	環境、歴史ある市街地の街並みなど、風土に根ざし、市民の誇りとなる美しい		
	まちづくり・景観づくりについて市民と行政が一体となって推進することとし		
	ている。		
石岡市	「石岡市総合計画」(H19.3)において,美しい自然や落ち着きのある歴史風		
	土にふさわしい街並み景観の形成等を進めるとともに、市民と行政との協働の		
	理念のもと、地域ごとの産業や暮らし方に適した住環境・都市景観づくりを推		
	進していくこととしている。		
	また,平成21年度には,景観行政団体となり,景観計画の策定を目指してい		
	る。		

## 第5章 筑波山周辺地区広域景観に係る景観計画の策定等

### 1 景観法に基づく取り組みの必要性

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観形成の理念や 国等の責務を定めるとともに、具体的な景観形成の手法として、景観計画の策定や景観地 区の指定など良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置など を定めた我が国で初めての景観についての総合的な法律である。

関係市が筑波山周辺地区広域景観の形成に取り組む場合にも、基本的には景観法を活用 した取り組みが中心になると想定される。

### 2 景観計画の策定

景観法においては、景観行政団体が景観計画を定めることにより、景観計画区域内における建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導が可能となるほか、 景観重要建造物・樹木の指定や景観上重要な公共施設の整備が可能となる。

景観計画の策定は、景観法を有効に活用するために最も基本的な施策である。

## (1) 景観計画に定める事項

必須事項	選択的事項
① 景観計画区域	① 屋外広告物の表示等の行為の制限に関
② 景観計画区域における良好な景観の形	する事項
成に関する方針	② 景観重要公共施設の整備に関する事項
③ 良好な景観の形成のための行為の制限	③ 景観重要公共施設の占用等の許可基準
に関する事項	であって、良好な景観の形成に必要な事
④景観重要建造物及び樹木の指定の方針	項
(指定の対象となる建造物又は樹木があ	④ 景観農業振興地域整備計画の策定に関
る場合に限る。)	する事項
	⑤ 自然公園法の基準であって、良好な景
	観の形成に必要な事項(国立公園又は国
	定公園の区域が含まれる場合に限る。)

### (2) 景観計画に定めることにより可能となる取り組み等

#### 【必須事項】

=	
景観計画に定める事項	可能となる取り組み等
(1) 景観計画区域	建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする
	緩やかな規制誘導が可能となる。
(2) 良好な景観の形成のための	(建築物等の形態意匠、高さ、壁面の位置・建築物
行為の制限に関する事項※	の敷地面積等から勧告が可能)。
	さらに,形態意匠については,特定届出対象行為
	を条例に定めることにより,変更命令が可能となる
	(命令違反 ⇒ 代執行,罰則)。
(3) 景観重要建造物及び樹木の	景観重要建造物及び樹木の指定が可能。指定によ
指定の方針	り、現状変更の規制、原状回復命令、管理協定の締
	結が可能となる。

※ (2)「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」については、政令で定める 基準に従い、下記の事項を定めるとされている(法8条3項)。

#### 法8条

- **3** 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを 定めなければならない。
  - (1) 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、 当該条例で定めるべき行為
  - (2) 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
    - イ 建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)の制限
    - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
    - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
    - ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限

# 【選択事項】

	景観計画に定める事項	可能となる取り組み等
(1)	屋外広告物の表示等の行為 の制限に関する事項	景観行政団体である市町村は、県条例で定めるところにより、屋外広告物条例の制定等が可能になる。 (注)景観計画に左記の事項を定めるかどうかにかかわらず、条例の制定等が可能となる。
(2)	景観重要公共施設の整備に関する事項	公共施設の各管理者は、景観重要建造物の整備を景観計画に即し行う義務が生じる。 景観計画に位置づけられた景観重要道路については、円滑な交通の確保に該当しない場合でも、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定が可能となる。
(3)	景観重要公共施設の占用等 の許可基準であって,良好な 景観の形成に必要な事項	通常の占用等の許可基準に、景観計画に定められた 良好な景観の形成の観点からの基準が加わる。
(4)	景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項	景観計画区域内の農業振興地域について,市町村 (景観行政団体ではない。)は景観農業振興地域整備 計画を定めることができる。景観農業振興地域整備計 画を定めることにより,農地法及び農業振興法の特例 等が認められる。 (注)景観計画に左記の事項を定めるかどうかにかか わらず,景観区域内においては整備計画を定めるこ とが可能となる。
(5)	自然公園法の基準であって, 良好な景観の形成に必要な 事項	自然公園法の許可基準に、景観計画に定められた良 好な景観の形成の観点からの許可基準が加わる。

### 3 その他の景観法上の主な制度

### (1) 景観地区の指定

市町村(注 景観行政団体でない)は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画としての「景観地区」を定めることができる。景観地区は、都市計画の手法を活用するため、建築物の形態・意匠、高さ、敷地面積などについて、より積極的な規制が可能となる。

なお,工作物についても,条例を定めることにより,同種の規制が可能となる。

景観地区に定める事項	(ア) 都市計画法8条3項1号及び3号(必須)	
大阪に日本(一)というの子 人		
	※ ・8条3項1号:地域地区の種類,位置及び区域	
	・8条3項3号:面積及び景観地区の名称	
	(イ) 建築物の形態意匠の制限(必須)	
	(ウ) 建築物の高さの最高限度又は最低限度(選択)	
	(エ) 壁面の位置の制限 (選択)	
	(オ) 建築物の敷地面積の最低限度(選択)	
景観地区の定めによる規制の内容	(7) 形態・意匠については,景観法の建築等計画の	
	認定制度の対象	
	(イ) 高さ等については,建築基準法の建築確認の対	
	象	

### (2) 景観協定の締結

景観計画区域内の一団の土地所有者及び借地権者は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定(景観協定)を締結することができる。

地の区域における良好な景観の形成に関する協定(景観協定)を締結することができる。				
締結事項	(ア)	景観協定の目的となる土地の区域(「景観協定区域」)		
	(1)	良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち必要なもの		
	a	建築物の形態意匠に関する基準		
	b	建築物の敷地,位置,規模,構造,用途又は建築設備に関する		
	差	基準		
	С	工作物の位置,規模,構造,用途又は形態意匠に関する基準		
	d	樹林地,草地等の保全又は緑化に関する事項		
	е	屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関す		
	る基準			
	f	農用地の保全又は利用に関する事項		
	g	その他良好な景観の形成に関する事項		
	(ウ)	景観協定の有効期間		

	(エ) 景観協定に違反した場合の措置
協定の効力等	(ア) 公告のあった後に、景観協定内の土地所有者等となった者に対
	しても,効力が及ぶ。
	(イ) 隣接地であっても、景観協定の一部として定めることも可能(後
	日,簡単な手続きで協定に参加できる)。

### 4 筑波山周辺地区広域景観形成のための景観計画の策定

#### (1) 広域景観形成推進における基本的な考え方

○ 筑波山周辺地区を一体的な景観エリアとして捉えた上で、関係市が連携協調の下に、 それぞれの景観計画を策定するなど、広域景観形成に取り組むことが望ましい。

良好な景観の形成に当たっては、地域地区の実情を把握し、住民に最も身近な行政団体である市町村の役割が重要である。特に、景観法の制定により、市町村も景観行政団体となって、景観計画の策定等景観法を活用した景観形成が可能となったことから、広域景観形成においても、各市町村が他の関係市町村と連携協力の下に、景観法を活用した景観づくりに取り組むべきである。

特に、筑波山周辺地区の広域景観については、中心となる景観資源が3市にまたがる 筑波山であり、その眺望は多くの他の市町村からも良好な景観を形成していることから、 同地区の広域景観形成のために景観法を活用するに当たっては、筑波山周辺地区を一体 的な景観エリアとして捉えた上で、関係市が連携協調の下に景観計画を策定することが 望ましい。

#### (2) 筑波山周辺地区広域景観形成のための景観計画の策定

#### ① 景観区域の範囲

○ 市全域を景観区域とするのが望ましい。

保全・活用すべき景観資源が景観行政団体全域に存在することが多いことから、景観行政団体が景観計画を定める際の景観区域の範囲は、全域とすることが一般的である。

筑波山周辺地区についても、景観資源が関係市全域に存在していることから、関係市が景観計画を策定する場合には、それぞれの市が市全域を景観区域とすることが望ましい。

※ 関係市においては、筑波山周辺地区広域景観だけでなく、他の景観資源を保全・活用するため、景観計画を策定することが想定される。

### ② 良好な景観の形成に関する方針

○ 第3章の基本的方向性を踏まえ、地域の実情に応じた方針を策定することが望ましい。

関係市が、景観計画に「良好な景観の形成に関する方針」を定める際には、第3章で検討した筑波山周辺地区広域景観形成のための基本的な方向性を踏まえ、それぞれ地域の実情にあった方針を検討する必要がある。

なお、他の景観行政団体の景観計画については、景観計画区域を景観特性により区分し、その区分した地区ごとに、景観形成の方針を定めている例も見られる。筑波山周辺地区広域景観形成のためにも、関係市が、全体の区域の外に、筑波山周辺地区に限定した方針を定めることも有効である。

#### 【基本的方向性】

- (1) 視点場からの筑波山の眺望を保全し、調和のとれた景観をつくる
- (2) 調和のとれた沿道景観をつくる
- (3) 歴史を感じることができる街並みを守り、活かす
- (4) 調和のとれた美しい街並みをつくる
- (5) 景観形成への意識の醸成

### ③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### ア 届出対象行為

○ 地域の特性・実情に応じ、適切な規模の行為を届出対象行為として設定すべきである。

景観法においては、建築物等の規模等に関係なく全ての行為が届出対象となっている (法 16 条 1 項) ことから、法 16 条 7 項 11 号の適用除外の規定に基づき、地域における 景観の特性又は実情を踏まえ、適切な規模の行為を届出対象とすべきである。

その際、景観区域全域は、大規模な建築物、工作物のうち、一定の高さ又は面積を超えるものを届出の対象とし、歴史的景観地区のように重点的に景観形成を図る地区では小規模な建築物の増改築、塀や壁の色彩・材料等についても届出の対象とするなど、地区の景観特性により届出対象となる面積等の差を設けることも考えられる。

#### イ 規制又は措置の基準 (大規模建築物等の景観形成基準)

- 形態・意匠,高さ,色彩等の基準
  - ・筑波山の眺望景観の保全等のため
  - ・歴史的街並みの保全等のため
- ⇒ 地域の実情に応じ、適切な基準を設定
- ・調和の取れた都市景観形成のため

#### (7) 基準設定の意義等

基本的方向性において検討したとおり、視点場からの筑波山の眺望を保全し、良好な広域景観を形成していくためには、眺望景観の妨げとなる建築物・工作物の高さ、形態・意匠、色彩等の規制基準を検討する必要がある。また、歴史を感じることができる街並みを守るため、あるいは調和の取れた美しい都市景観を創るためにも、調和を損なう建築物等の形態・意匠、高さ等の規制を、地域の実情に応じ検討すべきである。

なお、建築物等の高さについては、景観法上の届出・勧告制の対象となるが、 法の変更命令の対象とはならないため、必要に応じ、景観地区など高さの制限が 可能となる制度の導入を検討すべきである。

また、ここで定める規制又は措置の基準は、大規模建築行為等に対する勧告や 変更等必要な措置命令(形態意匠に限る。)の基準となる。

#### 【参考】法 16条3項及び法17条1項の規定

#### 法 16条

- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 法 17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定 届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体 の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。)について、景観計画に 定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はし た者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更そ の他の必要な措置をとることを命ずることができる。

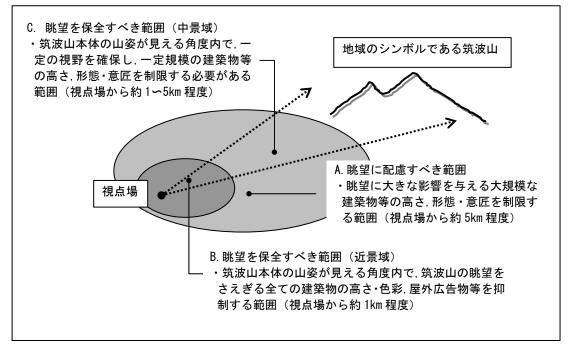
### (イ) 景観形成基準を設定する際の留意事項

#### a 筑波山の眺望保全のための範囲の考え方

筑波山周辺地区の広域景観を形成するためには、最も重要な景観資源である筑波山への眺望を保全するための基準をどのように設定するかが重要である。景観計画に届出対象行為の範囲及び規制等の基準を定める際には、下記の図のように、重要な視点場を設定して、視点場から見た各ゾーン毎に良好な景観の形成のための行為の制限の範囲・基準を検討することも有効である。

このような眺望景観に関する考え方の代表的な事例として,岩手山の眺望に対して,市域全域に共通する景観形成基準や景観形成地域の地域毎に建築物等の行為における高さ,形態,意匠及び色彩等の形成基準を定めている盛岡市の事例や,富士山の眺望に対して形成基準を定めている静岡県の例などがある。

### ■ 筑波山の眺望景観保全の方向性の例



#### b 筑波山からの眺望景観

景観工学からは、日本の代表的な眺望地点から望まれる名山の仰角は  $5^\circ$   $\sim 13^\circ$   $(3.8 \text{km} \sim 10 \text{km})$  の領域内にあるとされている。同じく、山頂からの俯瞰景観(見下ろし景観)については、俯角  $8^\circ$   $\sim 10^\circ$   $(5.0 \text{km} \sim 6.2 \text{km})$  以下中心領域という。)の領域が景観工学の観点から最も視線が集中しやすいとされており、筑波山からの眺望景観を保全するためには、この中心領域上の景観を保全することが重要となる。



図 女体山からつくば市側を俯瞰する景観的に重要な領域(中心領域)

・女体山から南側においては、つくば道沿い の神郡・北条地区一帯がこの領域の範囲内 に存在する。



図 男体山からつくば市側を俯瞰する景観的に 重要な領域 (中心領域)

・男体山から南側においては、神郡・北条地区 及び主要地方道つくば真岡線(県道45号)沿 い一帯がこの領域の範囲内に存在する。

#### c 具体的な基準設定

高さの基準とは異なり、形態・意匠等についての景観形成基準については、具体的な数値基準を示すことは困難であるが、その場合であっても、可能な限り、住民・事業者に分かり易い基準設定に努めるべきである。

その際,他県においては, イメージ図を活用して建築物の高さ,形態・意匠などの規制・誘導に関する事項を住民等に周知している事例がある。

なお,色彩に関しては,カラーチャート(数値)などにより,具体的な基準を示すことは可能である。

#### 【参考】 景観計画による大規模建築物の形態・意匠などの規制・誘導事例

#### ※2 景観形成の主要な基準のイメージ



出典:新静岡県景観形成ガイドライン (H18.3)

## 【参考】 景観計画による標準的な建築物の形態・意匠などの規制・誘導事例

基準A-2:旧集落地区-2(中之庄、北津田、島、船木、南津田、白王(王ノ浜))



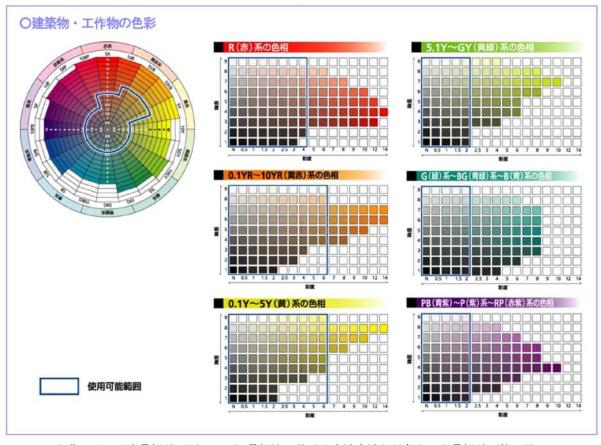
出典:近江八幡市水郷風景計画(H17.9)景観法に基づく第1号の景観計画

### 【参考】 色彩に関する行為の制限(数値で示す)の事例

# [行為の制限]

対象		制限	
建築物	物の着色していない木材、土壁、	制限は、次の表のとおりとする。ただガラス等の材料によって仕上げられる。1 未満の範囲内で外観のアクセント色。	部分の色彩又は建築物若
及び 工作物	使用する色相	彩度	
-1110	0.1R~10R	4以下とする。	
	0.1YR~5Y	6以下とする。	
	上記以外の色相	2以下とする。	

### ■行為の制限の解説



出典:小田原市景観計画 (H17.12) 景観法に基づく市域全域を対象とした景観計画第1号

#### (ウ) つくば市景観計画における行為制限事項への留意

関係7市のうち、つくば市においては、既に景観計画を策定している。筑波山周辺地区広域景観形成のためには、関係市の連携と協調が重要であるので、つくば市以外の関係市が景観計画を策定する場合にあっては、つくば市が既に定めている「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」(特に筑波山周辺地区の広域景観に関連する事項)に留意しながら、それぞれの景観計画を策定する必要がある。

逆に、つくば市においても、景観計画を変更する場合等には、関係市と連絡調整を 密にするなど、他の関係市と連携と協調の下に筑波山周辺地区の広域景観形成に努 めるべきである。

#### ④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

○ 地区内の歴史的な街並み等に存在する景観上重要な建造物・樹木を保存するため必要に応じ、指定基準に留意しながら、適切な方針を定める。

筑波山周辺地区には、真壁地区などに歴史的にも価値の高い建造物等が残っているが、 これらの建造物等は良好な景観形成のためにも重要であることから、景観重要建造物又 は景観重要樹木の指定することにより、適正に保存していく必要がある。

なお、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定するためには、景観計画に景観計画に 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を定めなければならない。

#### ■ 景観重要建造物の指定の基準 (法施行細則 6 条及び 11 条)

- ① 地域の自然,歴史,文化等からみて,建造物の外観(樹容)が景観上の特徴を有し,景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ② 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

#### 【参考】

#### ● つくば市景観計画における指定方針の定め

1 景観重要建造物の指定の方針

市は、地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観を形成する上で重要な建造物について、景観重要建造物に指定できるものとします。

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から容易に望見されるものとします。

#### 【想定される景観重要建造物】

- ■地域の歴史・文化を継承する象徴的な建造物
- ■景観上の特に優れた特徴を有する建造物
- ■地域のシンボル的な存在であり、市民に広く親しまれる建造物

#### ● 水戸市景観計画における指定方針の定め

(1) 指定の方針

指定に当たっては、次の視点により候補を選定することとします。

- ○優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの
- ○地域の良好な景観形成の規範となるもの
- ○市民に親しまれ、愛されているもの
- ○(以下省略)

#### ⑤ 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準に関する事項

○ 自然や歴史的な街並みと一体となった良好な景観を形成したい場合には、必要に応じ、良好な景観形成のため、必要に応じ、整備に関する事項及び占用等の許可の基準に関する事項を定める。

基本的方向性である「調和のとれた沿道景観をつくる」、又は「歴史を感じることができる街並みを守り、活かす」ためには、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項を定めることにより、景観に配慮した道路整備等に努める必要がある。

景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合には,当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

#### ■ 景観計画の定め方の例

#### 【整備に関する事項】

### ① 道路の舗装について

- ・ [一義的・定量的な基準例] 材料は自然素材(御影石又はそれに類するもの)を使用する。
- 〔裁量的・定性的な基準例〕沿道のまちなみを引き立てるような材料及び色彩とする。

### ② 照明柱,標識・信号柱,横断防止柵,車止めについて

- ・ [一義的・定量的な基準例] 周囲から突出するような意匠を避け、色彩をダークブラウン (マンセル値 10YR2.0/1.0) とする。
- ・ 〔裁量的・定性的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、落ち着きのある色彩とする。

### ③ 植栽及び街路樹について

- ・〔一義的・定量的な基準例〕街路樹は地区のシンボルである「ヤナギ」とする。
- ・〔裁量的・定性的な基準例〕街路樹は沿道のまちなみを引き立てる樹種を採用する。

#### ④ 案内サイン・ベンチ等ストリートファニチャー

- ・ [一義的・定量的な基準例] 案内サイン・ストリートファニチャー類は高さを 1.5m 以下とし、自然素材を使用する。
- ・ 〔裁量的・定性的な基準例〕案内サイン・ストリートファニチャー類は沿道のまちなみと調和する規模とし、まちなみと調和したデザインの配慮を施す。

### 【占用等の許可の基準に関する例】

### ⑤ バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器

- [一義的・定量的な基準例] 周囲から突出するような意匠を避け、色彩はダークブラウン (マンセル値 10YR2.0/1.0) とする。
- ・〔裁量的・定性的な基準例〕周囲から突出するような意匠を避け、落ち着きのある色彩とする。

## 第1 筑波山周辺地区広域景観連絡検討会議

# 1 構成員

## (1) 県関係各課

部	課	備考
企 画 部	地域計画課	地域資源・活性化の活用等に関する事項
生活環境部	環境政策課	自然公園・自然景観等に関する事項
商工労働部	観光物産課	景観資源を活用した観光振興等に関する事項
農林水産部	林政課	平地林・里山林の整備等に関する事項
	農村計画課	農村環境・農村景観等に関する事項
教 育 庁	文化課	歴史的・文化的景観等に関する事項
土木部	道路建設課	道路建設に関する事項
	道路維持課	道路維持管理に関する事項
	公園街路課	公園事業・都市緑化推進事業・街路事業等に関する事項
	都市計画課	事務局

## (2) 関係市 (7市)

土浦市, 石岡市, 下妻市, つくば市, 筑西市, かすみがうら市, 桜川市

## 2 会議における検討事項等

回数	開催時期	主な検討事項
第1回	平成 20 年 10 月 28 日	・筑波山周辺地区広域景観連絡検討会議設置の趣旨等について ・景観法について ・H19年度いばらき広域景観づくり事業の概要について ・関係市アンケート調査結果について ・県関係各課の景観づくり支援施策に関するアンケート調査に ついて
第 2 回	平成 20 年 12 月 25 日	・筑波山周辺地区広域景観連絡検討会議設置要項の改正について ・広域景観づくりの基本方針について ・県関係各課の景観づくり支援施策に関するアンケート調査結果について ・広域景観づくり実践方策案について
第3回	平成 21 年 3 月 18 日	・筑波山周辺地区広域景観形成プランについて

### 第2 景観法以外の制度を活用した景観形成の方策等

### 1 他法令における制度の活用及び総合性の確保

## (1) 景観形成のための他法令において活用できる制度

景観法以外の法令においても、景観形成のため活用できる制度が設けられている (結果として景観形成に資する制度も含む。)。

### ■ 景観形成のための他法令において活用できる制度

制度名	制度の概要	制度の特徴
(根拠法)		(景観計画との相違等)
景観地区	現在すでに良好な景観が形成され	都市計画法に基づく地域地区の1つであ
(都市計画法・	ている区域や今後,良好な景観形成を	り,景観計画に比べると強制力が強い。市町村
景観法)	促進していこうとする区域に対して,	長による「認定」に基づき,建築着工の許可が
(再掲)	市街地の良好な景観の形成を図るた	下りることから,建築物の形態意匠のルール
	めに,建築物の形態・意匠等を制限で	を重視したまちなみ形成を進めることが可
	きる制度である。	能。
		なお,形態意匠以外の高さの最高限度等に
		ついては,建築確認で担保。
高度地区	市街地の環境を維持し、土地利用の	都市計画法に基づく地域地区の1つであ
(都市計画法)	増進を図るために、建築物の高さの最	り,法的拘束力は強く,定められた建築物の高
	高限度又は最低限度を定める制度で	さの上限(又は下限)を超えて建築すること
	ある。	はできない。
風致地区	都市における良好な自然的な景観	都市計画法に基づく地域地区の1つであ
(都市計画法)	を形成している区域に対して,その風	る。都市において自然的な景観がある地区に
	致を維持,育成するために定められる	対して,自然と調和した建築・開発行為を誘導
	制度である。	する制度であり,条例の定めにより,一定行為
	※ 景観地区が主として建築物など	が制限されるが、適用エリアは限定される。
	の人工景観を対象とするのに対し,	
	風致地区は自然景観の維持が主体	
地区計画	小さな地域のまとまりを単位とし	メニュー方式で地域のまちづくりに必要
(都市計画法)	て,公共施設や土地利用,建物等に関し	なものだけを定めることができる。土地利用
	て,きめ細かなルールを定めることが	(建物用途の制限) について定めることが可
	できる制度である。	能。
		建築物の建て方に係るルールは「建築条
		例」で定めることが可能であり,条例化により
		法的拘束力が強くなるため,基準に適合しな
		ければ建築ができない。

制度名	制度の概要	制度の特徴
(根拠法)		(景観計画との相違等)
特別緑地保全地区	都市における良好な自然環境とな	緑地の保全に対する強制力が強く,建築物
(都市緑地法・都市	る緑地において,建築行為など一定の	の建築等の行為は現状凍結的に制限。
計画法)	行為の制限などにより現状凍結的に	行為の許可が非常に厳しいことから通常
	保全し,豊かな緑を将来に継承するこ	生ずべき損失を受けた者に対する損失補償,
	とができる制度である。	土地の買入れが可能。
	※ 現状を凍結的に保全すべき所を	
	特別緑地保全地区, ある程度の改変	
	が行われてもよい地域を風致地区	
	に指定している。	
緑化地域	緑が不足している市街地などにお	一定規模以上 (原則1,000㎡以上) の敷地に
(都市緑地法・都市	いて, 一定規模以上の建築物の新築や	おける建築物の新築又は増築において,一定
計画法)	増築を行う場合に,敷地面積の一定割	水準以上の緑化を義務付けることが可能。
	合以上の緑化を義務付ける制度であ	緑化地域内において,市町村による「緑化施
	る。	設整備計画認定制度」に基づき,事業者が定め
		た「緑化施設整備計画」について市町村長の
		認定を受けた場合には,緑化施設に対して固
		定資産税の特例措置を受けることが可能。
重要文化的景観	文部科学大臣が,景観計画区域又は	その滅失またはき損, 現状変更について所
(文化財保護法)	景観地区内にある文化的景観であっ	有者等に届出義務が課される。重要文化的景
	て, 市町村等がその保存のため必要な	観の保護上必要があると認めるときは, 文化
	措置を講じているもののうち特に重	庁長官は, 現状の変更また保存に影響を及ぼ
	要なものを, 重要文化的景観として選	す行為に関し必要な指導, 助言又は勧告が可
	定する。	能。管理が適当でないためものについては、
	※ 文化的景観	管理方法の改善等を勧告・命令することがで
	地域における人々の生活又は生	きる。
	業及び当該地域の風土により形成	
	された景観地で我が国民の生活又	
	は生業の理解のため欠くことので	
	きないもの	
※ 上表の制度の詳細	こついては,資料編 を参照	

### (2) 主な他法令の制度と景観計画との規制の度合いの比較

### ■ 良好な景観まちづくりを推進する景観計画と他制度との違い

	制度				
項目	景観計画	景観地区	高度地区	地区計画	風致地区
	(景観法)	(都市計画法,	(都市計画法)	(都市計画法)	(都市計画法)
		景観法)			
形態・意匠	$\triangle$	0	×	0	0
				景観条例化※2	
高さ	$\triangle$	0	0	0	0
				建築条例化※3	
壁面の位置	Δ	0	×	0	0
				建築条例化※3	
用途	×	×	×	0	×
				建築条例化※3	
容積率	×	×	×	0	×
				建築条例化※3	
建ペい率	×	×	×	0	0
				建築条例化※3	
垣・柵の設置	Δ	0	×	0	$\triangle$
				建築条例化※3	
最低敷地面積	$\triangle$	0	×	0	×
				建築条例化※3	
屋外広告物	0	0	×	$\triangle$	×
				建築付随看板	
緑地の保全	×	_	×	△※4	0
	(1※(2は大台会)				木竹の伐採
緑化	×	×	×	△※4	0
					開発行為等

○ 法的拘束力がある △ 緩やかな誘導が可 × 適用不可 — 対象外

※1: 景観重要樹木に指定することで規制可能(景観法第28条)

※2:地区計画に関する形態意匠条例に定めることで形態意匠については、市町村長の認定対象となる。(景観法第76条) ※3:建築基準法に基づく建築条例を定めることで建築確認の対象となる。(建築基準法第68条の2,建築基準法第6条)

※4:地区整備計画の中に緑地の保全,緑化を規定することで注意,勧告は可能である。

### ■ 良好な景観まちづくりを推進する景観計画と他制度との違い(歴史的・文化的景観保全)

	制度				
項目	景観計画	景観地区	地区計画	伝統的建造物	重要文化的景観
				群保存地区	
形態・意匠	$\triangle$	0	0	0	$\triangle$
位置・規模	$\triangle$	0	0	0	$\triangle$
用途	×	×	0	0	×
土地の細分化	$\triangle$	0	0	$\triangle$	$\triangle$
防止					
町割り等の維	×	×	×	0	$\triangle$
持					
歴史的建物の	0	×	×	0	$\triangle$
維持	重要建造物·樹木				
開発行為への	Δ	0	×	0	Δ
規制					

○ 法的拘束力がある △ 緩やかな誘導が可 × 適用不可

### 2 景観形成に資する主な支援制度・事業等

良好な景観形成のためには、景観法等法令における規制・誘導だけでなく、良好な景観 を形成している建造物等の保存・活用など、積極的に良好な景観を形成するため施策も必 要である。景観形成のために、活用できる主な制度・事業は下表のとおりである。

【参考資料】 主な景観形成に関連する制度・事業等

区	名称	事業概要	上段:所管
分			下段:県担当部課
景観・まちづくり全般	景観形成総合支援事業  http://www.mlit.go.jp/crd/c ity/plan/townscape/shien/ke ikan_sogo.htm	・地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした取組を支援し、良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。	国土交通省都市・地域整 備局公園緑地・景観課 土木部 (都市計画課)
	歷史的環境形成総合支援事業 http://www.mlit.go.jp/crd/cit y/plan/townscape/shien/index. htm	・「地域における歴史的風致の維持及び 向上に関する法律」に基づく歴史的風 致形成建造物の修理・復原等を中心と したハード・ソフト両面にわたる取り組 みを総合的に支援する。	国土交通省都市・地域整 備局公園緑地・景観課 農林水産部 (農村環境課) 土木部 (都市計画課) 教育庁 (文化課)
	まちづくり交付金 http://www.mlit.go.jp/crd/mac hi/tosihsoshitsu/matikou.html	・地域の歴史・文化・自然環境等の特性 を活かした個性あふれるまちづくりを 実施し、都市再生を効率的に推進する ことにより、地域住民の生活の質の向 上と地域経済・社会の活性化を図る。	国土交通省都市・地域整 備局まちづくり推進課 土木部 (都市計画課)
	景観形成事業推進費  http://www.mlit.go.jp/kokudo keikaku/chousei/04keikan/kei kan.htm	・豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観形成を図ることを目的とし、もって観光立国の推進にも資する。	国土交通省国土計画局 調整課 (対象事業所管課)
	都市景観大賞「美しいまちなみ 賞」 http://www.udc.or.jp/activi ties/taisho/index.html	・空間の美しさに加えて、景観形成のための地元(公、民)の活動や、地域活性化・観光交流面への波及効果など、ハード・ソフト両面から様々な工夫や努力が行われている地区を総合的に評価して表彰する。	主催:「都市景観の日」 実行委員会 事務局: (財) 都市づく りパブリックデザインセ ンター
	茨城県まちの違反広告物追放 推進制度 http://www.pref.ibaraki.jp/buk yoku/doboku/01class/class09/ke ikan/koukoku02.html	(県事業) ・美しいまちの景観や自然景観を守るため,地域の住民の方々が自主的に違反広告物の除却を行う。	上木部 (都市計画課)

区	名称	事業概要	上段:所管
分			下段:県担当部
景観・まちづくり全般	うるおいのあるまちづくり顕彰 事業「まちづくりグリーンリボン 賞」「まちづくりグッドサイン 賞」 http://www.pref.ibaraki.jp/buk yoku/doboku/01class/class09/ke ikan/kensyo.htm	(県事業) ・まちづくりについて県民の皆さまのご理解とご協力を得ることを目的として、うるおいのある景観や優れた住環境の整備、各種のまちづくり活動の実践など、まちづくりに功績のあった方々を表彰する。(顕彰の対象) ・「まちづくりグリーンリボン賞」・各種のまちづくり事業に貢献した個人又は団体・うるおいのある景観の形成に寄与した個人又は団体・景観に配慮した建築物や優れた住環境の整備を行った個人又は団体・「まちづくりグッドサイン賞」・周囲の景観との調和に配慮した、優れた屋外広告物を設置した個人又は団体	土木部(都市計画課)
	まちづくりアドバイザー派遣制度 http://www.pref.ibaraki.jp/buk yoku/doboku/01class/class09/wo rk/matidukuri-center/adviser.h tm	・市町村やまちづくり団体等が実施するまちづくりに関する講演会などに対して、各地域で抱えているまちづくりに関する諸問題・課題に応じて、茨城まちづくりセンターで登録している各専門分野の「まちづくりアドバイザー」を、まちづくり活動支援のため派遣する制度。(派遣対象) (1) 講演会等の主催者・市町村、自治会、組合、まちづくりに関係する住民団体等。(2) 研修会等の内容・まちづくりに関するもの。(政治、宗教及び営利を目的としないもの)(3) 同一主催者に対する派遣は、年間3回以内(費用負担) (1) アドバイザーの謝金(旅費を含む)の一部を、茨城まちづくりセンターが予算の範囲内において負担(2) 会場費等は講演会等の主催者が負担	茨城県都市計画協会

区	名称	事業概要	上段:所管
分			下段:県担当部
住宅地・商業地・工業地	市街地再開発事業  http://www.mlit.go.jp/crd/c ity/sigaiti/shuhou/saikaiha tsu/saikaihatsu.htm http://www.mlit.go.jp/jutak ukentiku/house/seido/06siga ichisai.html	・都市再開発法に基づき,市街地内の老 朽木造建築物が密集している地区等に おいて,細分化された敷地の統合,不 燃化された共同建築物の建築,公園, 広場,街路等の公共施設の整備等を行 うことにより,都市における土地の合 理的かつ健全な高度利用と都市機能の 更新を図る。	国土交通省都市・地 域整備局市街地整備 課 国土交通省住宅局市 街地建築課 土木部 (都市整備課) (建築指導課)
3地	市街地再開発事業等調査 www.mlit.go.jp/jutakukentik u/house/seido/06sigaichisai .html	・市町村が,市街地再開発事業等の事業 化に至るまでの再開発候補地区及び整 備地区の選定,再開発事業の計画内容 等について地元住民の意向等を踏まえ つつ充分な調査検討を行うとともに, 再開発事業準備活動の指導・援助を行 う。	国土交通省都市・地 域整備局市街地整備 課 国土交通省住宅局市 街地建築課 土木部 (都市整備課) (建築指導課)
	街なみ環境整備事業 http://www.mlit.go.jp/jutak ukentiku/house/seido/05mach inami.html	・生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る。	国土交通省住宅局市 街地建築課 土木部 (住宅課)
	まちなみデザイン推進事業 www.mlit.go.jp/jutakukentik u/house/seido/06sigaichisai .html	・市街地環境の整備改善を推進するため、 市街地における建築活動等の適切な誘導 による良好な街並みの形成を促進する。	国土交通省住宅局市 街地建築課 土木部 (建築指導課)
	中心市街地再活性化特別対策 事業 http://www.kantei.go.jp/jp/ singi/chukatu/sien/soumu.pd f	・市町村が単独事業として中心市街地再 活性化のために行う、認定基本計画に 位置づけられた施設整備等を一般単独 事業債の対象とすることにより支援す る。	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室 (対象事業所管課) (市町村課)
	都市再生事業 http://www.soumu.go.jp/inde xb2.html	・地方公共団体が行う地域の活性化を実現するための取組みを支援するために,基盤整備事業に対して地方財政措置を講じることにより支援する。 ・対象となる基盤整備事業は,街区公園,電線類地中化,自転車駐車場等。	総務省自治財政局地 方債課 総務部 (市町村課) ※詳細は対象事業所 管課

区	名称	事業概要	上段:所管
分			下段:県担当部
路 ·街 路 htt road indd htt hiil	地方道路交付金事業 (仮称:地域活力基盤創造交付金) http://www.mlit.go.jp/road/ road/area_support/koufukin/ index.htm http://www.cgr.mlit.go.jp/c hiiki-sesaku/chusin/chusin_ ichiran.htm	・一定の地域において、地域の課題に対応し、複数一体となって行われる都道府県道及び市町村道の事業に対して、交付金を交付することにより、地方の創意・工夫を活かした個性的な地域づくりを推進する。	国土交通省都市・地域整備局街路交通施設課 国土交通省道路局 土木部 (公園街路課) (道路建設課)
	電線共同溝整備事業  http://www.mlit.go.jp/road/ road/traffic/chicyuka/sien_ 01.htm	・安全で快適な歩行空間の確保,都市景 観の向上等を図るため、特に電線類の 地中化を図る必要性が高い道路の区間 において,道路の地下に電線を共同し て収容するものを「電線共同溝の整備 等に関する特別措置法」に基づき,電 線共同溝として整備する。	国土交通省都市・地 域整備局街路交通施 設課 国土交通省道路局 土木部 (公園街路課) (道路維持課)
	歴史の道総合計画策定事業 http://www.bunka.go.jp/index .html	・古道などの歴史的遺産・環境を含めた 総合的な保存整備を図るとともに、歴 史の道の積極的な活用に資する調査・ 整備を行う。	国土交通省道路局 文化庁文化財部記念 物課 土木部 (道路維持課) 教育庁 (文化課)
	沿道整備街路事業 www.mlit.go.jp/crd/gairo/h2 lkettei/21%204-6.pdf	・地権者の現地残留希望や代替地希望に 柔軟に対応して,幹線道路と沿道地域 の一体的整備を推進する。	国土交通省都市・地 域整備局 土木部 (公園街路課)
	身近なまちづくり支援街路事業 (歴みち) http://www.mlit.go.jp/crd/gairo/h20kettei/3-6.pdf	・身近なまちづくり支援街路事業を活用し、幹線街路の整備や地区レベルの街路の再整備を面的に推進する。 ・歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、都市交通システム整備事業を拡充し、安全・快適な歩行者等の移動空間の確保に資する交通体系を構築する都市の交通システムの整備に対して支援する。	国土交通省都市・地 域整備局街路交通施 設課 土木部 (公園街路課) (道路維持課)
	日本風景街道 http://www.mlit.go.jp/road/ sisaku/fukeikaidou/index.ht ml	・日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、地域活性化、観光振興に寄与し、国土文化の再興の一助となることを目的とする。	国土交通省道路局地 方道環境課 土木部 (道路建設課)

区	名称	事業概要	上段:所管
分			下段:県担当部
河川	ふるさとの川整備事業 www.mlit.go.jp/kisha/kisha0 4/05/050330/04.pdf	・河川周辺のまちづくりと河川改修を一体的に整備し、周辺オ自然的・歴史なる良好なが辺空間の整備を行う。 ・水辺なに登していると共に、まちの強力とは、 ・水辺は、貴重な水と緑の空間としており、大辺は、間ではなりのでででででででででででででででででででいる。 ・水辺は、ではまちでででででででででででででででででででででででででででででででででで	国土交通省関東地方整備局河川部地域河川課土木部(河川課)
	桜づつみモデル事業 www.mlit.go.jp/kisha/kisha0 4/05/050330/04.pdf	・河川管理者が堤防を広げ、市町村が桜 等の植樹や水辺空間に親しむことがで きる施設などの整備を行う。	国土交通省関東地方整備局河川部地域河川課 土木部 (河川課)
	水辺プラザの整備事業 www.mlit.go.jp/kisha/kisha0 4/05/050330/04.pdf /04.pdf	・川沿いにある市町村の交流拠点と連携して、地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、堤防の緩傾斜化・親水護岸・水辺の広場調整等を行い、水辺に「にぎわい」を創出して地域交流・連携を進め「まちおこしの拠点づくり」を支援する。	国土交通省関東地方整備局河川部地域河川課

区	名称	事業概要	上段:所管
分			下段:県担当部
都市公園・みどり	都市公園事業費補助  http://www.mlit.go.jp/crd/c ity/park/gyomu/hojo/hojo/in dex.html	・地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進する。国が定める政策課題に対応して国が交付する個別の補助金と、地方団体がより裁量的に執行できる統合的な補助金がある。	国土交通省都市・地域 整備局 公園緑地・景 観課 土木部 (公園街路課)
	緑地環境整備総合支援事業 ・都市公園事業 ・緑地保全事業 ・市民緑地等整備事業 http://www.mlit.go.jp/crd/city/ park/gyomu/hojo/hojo/index.html	・都市公園の整備,古都及び緑地保全事業,市民緑地の公開に必要な施設整備等,多様な手法の活用による,効率的・効果的な緑とオープンスペースの確保を支援し,都市域における水と緑のネットワークの形成を推進する。	国土交通省都市・地域 整備局 公園緑地・景 観課 土木部 (公園街路課)
	花いっぱい運動定着化促進事業支援金 http://business2.plala.or.j p/daisuki/hana/teityaku/you kou/h19_01.html	・大好き いばらき 県民会議では,「やさしさとふれあいのある茨城づくり」の一環として,環境美化意識や自然を愛する 感性を育むとともに,花づくりをとおした地域コミュニティの再生・活性化を図るため,花いっぱい運動を推進している。このため,花いっぱい 運動に継続して取り組んでいる, では取り組もうとしている各種団体・学校に対して支援を行い,この運動がさらに定着し発展していくきっかけづくりとして,この花いっぱい定着化促進事業を実施する。	生活環境部(生活文化課)

区	名称	事業概要	上段:所管
分			下段:県担当部
文化財・文化的景観	国及び県指定文化財保護事業 http://www.bunka.go.jp/index. html	・国指定文化財について,市町村が行う 文化財保護事業に対して助成を行い, 文化財の保存活用を図るとともに,文 化財に対する認識を高め文化財愛護思 想の普及を図る。	文化庁文化財部伝統 文化課 教育庁 (文化課)
	文化的景観保護推進事業 http://www.bunka.go.jp/index. html	・文化的景観の保全と活用を図るための 事業に要する経費について国が補助を 行う。	文化庁文化財部伝統 文化課 教育庁 (文化課)
観光地	観光圏整備事業 http://www.mlit.go.jp/kanko /kanko_tk4_000003.html	・観光立国の実現に向けて、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するために、観光旅客の来訪及び滞在の促進と地域の活性化を総合的かつ一体的に推進し、地方公共団体や関係団体・企業等が連携して「民間組織」の創意工夫を活かした取り組みによる観光圏の形成に向けた支援を行う。	国土交通省総合政策 局観光地域振興課 商工労働部 (観光物産課)
地域活性化	地域資源活用促進事業 http://www.soumu.go.jp/inde xb2.html#bs1	・地域の活性化のため、地域資源の活用 促進等に必要な基盤整備に対し、地方 財政措置を講ずる。	総務省自治行政局自 治政策室 総務部 (市町村課) ※詳細は対象事業所 管課
	地域間交流施設整備事業 http://www.soumu.go.jp/inde xb2.html#bs1	・自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有する過疎地域において、その優れた地域資源をいかして人・文化・情報等の交流を図るための施設を整備し、もって国民のゆとりある生活への欲求、自然環境への関心を満たすことで都市等との地域間交流の促進を図るための事業を推進する。	総務省自治行政局過 疎対策室 企画部 (地域計画課)
環境・自然公園	自然環境整備交付金 http://www.env.go.jp/nature /park/koufukin/index.html	・地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を実施し、全国の国定公園等の整備を効果的に推進することにより、自然と共生する社会の実現を図ることを目的とした交付金である。	環境省自然環境局自 然環境整備担当参事 官室 生活環境部 (環境政策課)

区	名称	事業概要	上段:所管
分			下段:県担当部
環境・自然公園	いばらき自然環境フォトコン テスト http://www.pref.ibaraki.jp/ kankyo/08env/05photo/	(県事業) ・茨城の美しい自然風景や貴重な動植物を収めた写真を広く募集する。写真撮影,写真展の開催を通して自然環境に対する理解を深めていただくことを目的とする。	生活環境部(環境政策課)
	田園整備事業 http://www.maff.go.jp/j/nou sin/sousei/sougouseibi/inde x.html (事業主体:県・市町村)	・農業農村が持つ豊かな自然, 伝統文化等の多面的機能を再評価し, 伝統的農業施設や美しい農村景観等の保全, 復元等を行うとともに, これらを結ぶ田園散策のための道等の整備を行い, 都市と農村の共生, 地域の活性化を図る。	農林水産省農村振興 局整備部農地資源課 農林水産部
農地・農山村,森林	村づくり交付金 http://www.maff.go.jp/j/nou sin/sousei/sougouseibi/inde x.html (H20美しい村づくり総合整備 事業が編入)	・地域の創造性を活かせるように、国の 関与を縮減し、市町村の裁量を拡大し て、農業生産基盤と併せて、農山漁村 の生活環境の総合的な整備を実施する 新たな仕組みである村づくり交付金を 創設し、個性的で魅力ある村づくりを 推進する。	農林水産省農村振興 局整備部農村整備課 農林水産部
	農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金 http://www.maff.go.jp/j/nou sin/sousei/sougouseibi/inde x.html (~H18元気な地域づくり交付金)	・農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取り組みに対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等の法律上の特例措置をもって総合的に支援する。	農林水産省農村振興 局整備部農地資源課 
	景観・自然環境保全形成支援事業 http://www.maff.go.jp/j/nou sin/sousei/sougouseibi/inde x.html (事業主体は民間団体,公募事業)	・農村地域における景観・自然環境の保全・形成等に向けた地域の取組を支援し、さらにはこれらの活用を通じ地域活性化を図る「景観・自然環境保全形成支援事業」を実施する。	農林水産省農村振興 局整備部農地資源課 農林水産部 (農村計画課)

区	名称	事業概要	上段:所管
分			下段:県担当部
農地・農山村、森林	農業農村ウオーキング http://www.pref.ibaraki.jp/no uson/	・水土里(ミドリ)ネット茨城(土地改良 事業団体連合会)では、夢のある農村づ くりをめざして、私達の食と農をもう一 度見つめ直すことを目的に、農村地域の ウオーキングを開催している。 ・毎年11月頃開催 ・参加対象者:小学生以上 ・定員50名	ー 県(農村計画課)は後 援 主催:土地改良事業団 体連合会
	身近なみどり整備推進事業 http://www.pref.ibaraki.jp/ bukyoku/nourin/rinsei/morid ukuri/heichirinseibi.html	(県事業) ・農業経営の近代化や高度経済成長などにより、減少と荒廃が進んだ平地林・里山林について、地域主体による適正な森林の整備・保全を進めることにより、快適で豊かな森林環境づくりを推進する。・地域住民の提案等による地域の整備目的に沿った森林づくりについて支援する。・市町村と森林所有者、地域住民等が一定期間の保全管理協定を締結して、整備実施後の森林について良好な維持管理を行う。	機林水産部 (林政課)
	森林機能緊急回復整備事業  http://www.pref.ibaraki.jp/ bukyoku/nourin/rinsei/morid ukuri/kanbatsujigyou.html (対象市:石岡市,桜川市)	・緊急に間伐を行う必要がある管理放棄され荒廃した森林のうち、水源かん養機能 又は山地災害防止機能が高い森林を対象 に間伐を実施するとともに、間伐作業を 実施するための作業道を開設する。	農林水産省林野庁整備課農林水産部(林業課)
その他	活力ある地域づくり支援事業 http://www.chiiki-dukuri-hy akka.or.jp/# 魅力ある商店街づくり助成事業 http://www.chiiki-dukuri-hy	<ul> <li>・地域資源を発見し活用を図る事業、従来の行政枠を越えた広域的な事業、地域の中心である商店街で実施する事業等に対して助成を行うことにより、様々な切り口からの活力ある地域づくりを支援する。</li> <li>・市町村が中心市街地における商店街の振興について策定した基本計画等に基づき行う事業で、商店街のイメージア</li> </ul>	(財)地域哲生ピセンター 企画部 (地域計画課) (財)地域哲生ピセンター 企画部 (地域計画課)
	akka. or. jp/#	ップ又は中心市街地の再活性化を目的 としたモデル的な商店街の振興整備事 業に対して助成を行う。	(地域計画課)